

久留米広域合併協議会

第8回会議録

於 創世 春秋の間

平成15年9月6日(土)

久留米広域合併協議会第8回会議録

平成15年9月6日(土)

10時00分開会

創世 春秋の間

○出席委員(31名)

久留米市

江藤守国会長
川地東洋男委員
十中大雅委員
前川博委員
岩辺康平委員

城島町

佐藤利幸委員(副会長)
宮田康敏委員
中島昌明委員
今村新委員
中島宏輔委員
平田正委員
市川範子委員

田主丸町

馬田博委員(副会長)
長淵勇委員
別府好幸委員
古賀正邦委員
清水公子委員
松下幸嗣委員
三浦俊明委員

三潁町

砂山惣吉委員(副会長)
内田満委員
毛利正光委員
田中義一委員
寺島廣記委員
富松章子委員

北野町

秋吉喜一郎委員(副会長)
檜原政則委員
深町英俊委員
田中和義委員
谷口邦博委員
益永工三子委員
澤水正義委員

○欠席委員(3名)

久留米市

今村信義委員
古賀喜美子委員

三潁町

富松茂治委員

久留米広域合併協議会（第8回）次第

開催日時：平成15年9月6日（土）

10時00分～

場 所：創 世 （春秋の間）

1．開 会

2．報告事項

（1）報告第14号 第7回協議会以降の協議会活動について

4．協議事項

（1）協 議 新市の名称について

（2）協 議 新市の事務所の位置について

（3）協 議 町名・字名の取扱いについて

（4）協 議 新市建設計画について

（5）協 議 新市建設計画(原案)に対する住民意見の募集について

（6）第15号議案 地方税の取扱いについて

（7）第16号議案 情報公開に関する取扱いについて

5．そ の 他

6．閉 会

久留米広域合併協議会（第8回）

（午前10時00分 開会）

議長（江藤守國君） 皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、久留米広域合併協議会第8回会議を開催をさせていただきます。

本日の会議におきましては、特に新市建設計画の後半部分の本論第2章第5節（地区整備の基本方針）から結論までについてのご協議、さらに「地方税の取り扱い」、「情報公開に関する取り扱い」につきまして今回新たな提案がございますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

なお、合併の方式につきましては、今月2日に行いました正副会長会議の協議結果を報告し、議案として提案いたす予定でございましたけれども、正副会長会議で継続協議となりましたので、提案を保留させていただいております。詳しくは後ほどご報告を申し上げます。

ここで会議録署名委員の指名をさせていただきます。

本日は、三潴町の田中義一委員さん、久留米市の岩辺康平委員さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。後日、会議録が調製できましたら、よろしくお願いいたしますと思います。

本日の会議の傍聴についてお知らせいたします。

定員12名に対し先着順により5名の傍聴を許可しております。

それでは委員の皆さんの出席状況について事務局から報告をお願いします。

事務局（田中） 事務局の田中でございます。

本日の委員の皆様の出席状況につきましては、現時点で委員34名中29名がご出席でございます。定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長（江藤守國君） ありがとうございました。

それでは次に、資料の確認をさせていただきます。

資料といたしまして、第8回の次第、席次表、それから第8回議案等の3つでございますが、よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） それでは報告事項、報告第13号 第7回協議会以降の協議会活動について、事務局より報告をお願いします。

事務局（田中） お手元の資料、議案等の1ページから3ページまでがその関連するものでございます。ご報告いたします。

報告第13号

第7回協議会以降の協議会活動について

第7回協議会以降の協議会活動について、別紙のとおり報告する。

平成15年9月6日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

2ページの方をお開き願います。

まず、小委員会活動といたしまして8月20日、「議員の定数及び任期に関する小委員会」の第3回会議を開催いたしております。議員任期などについて協議いたしましたけれども、結論は次回に持ち越しということになっております。

次に、会議といたしまして8月28日、第8回の幹事会を開催いたしまして、本日提出いたします議案並びに本日の開催要領等につきまして審議をいたしました。

続きまして、専門部会、分科会活動の報告でございます。

7月25日、教育文化部会、個人住民税システムワーキンググループから3ページにございます8月27日の障害者ワーキンググループまで、延べ6部会、5分科会、51ワーキンググループが開催されております。

現在の状況でございますが、一部を除きまして、分科会レベルにおける調整案が整理をされまして、順次、部会における調整確認作業が行われているところでございます。

事務事業調整方針案の確認が行われた部会では、合併協定項目ごとの調整方針(案)の作成を行っておりまして、本日第8回協議会に提案する合併協定項目に関しまして、総務部会、生活環境部会が開催されました。

また、システムワーキンググループでは、合併後のシステム統合に関する協議を引き続き行っているところでございます。

以上、簡単ではございますが、第7回協議会以降の協議会活動についてのご報告とさせていただきます。

議長（江藤守國君） ただいま事務局より第7回協議会以降の活動について報告がありましたが、委員の皆様から何かご質問等がございましたらお願いいたします。

なお、ご発言に際しましては、市・町名並びにお名前をおっしゃっていただいて、ご発言をお願いいたします。よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） それでは報告事項を終わります。

次の協議事項に入ります前に、冒頭で若干申し上げました合併の方式についての議案についての関連でご報告を申し上げます。

今回提案を保留させていただいておりますが、この提案保留になりました経緯、9月2日の正副会長会議の内容について報告をさせていただきたいと思っております。

合併の方式につきましては、前回第7回協議会におきまして法律上の問題以外の合併条件の問題は対等協議、対等合併で行っていくことを確認いたしました。

一方、狭義の合併の方式、いわゆる法律上の合併の形式につきましては、田主丸町、城島町、三瀨町、そして久留米市が編入合併という意向を表明されました。北野町は保留という意向を表明されたところでございます。これを受けまして、正副会長にその取り扱いを一任いただいた経緯がございます。このため、9月2日に秋吉町長が職務復帰されましたので、正副会長会議を開催いたしまして、合併の方式につきまして協議をいたしました。

会議では最初に、秋吉北野町長から、対等合併、新設合併でお願いしたい旨のご発言がありました。一方、ほかの1市3町につきましては、前回での協議会での態度表明と同様に、編入合併が表明されました。さらに、1市3町の首長からは、8月2日の第7回協議会で、1市3町は編入合併で合意しているが、北野町は保留の状態であり、このため北野町議会とも編入合併で調整していただけないでしょうかという強い要請がなされた次第でございます。

この結果、9月2日の正副会長会議では、合併の方式につきましては結論を持ち越すということとなった次第であります。

一方では、1市4町は、平成17年2月5日の新市誕生に向けまして、これまで以上に固いスクラムでまい進していくことが再確認されたところでもあります。

今後のスケジュールを考えました場合、できれば今回、合併の方式について結論を出したかったわけですが、1市4町での見解が整わない中ではやむを得ないと考えまして、本日の協議会には合併の方式についての議案を提案することを保留させていただいているところでございます。

以上でございますが、合併の方式につきましては、北野町での調整整理をお願いいたしまして、早期の決定に向け努力を行ってまいりますので、もう少し時間をいただきますようお願いしたいと考えております。

それでは協議事項に移らせていただきます。

協議、（「いいですか、今の件で」と呼ぶ者あり）

はい、どうぞ。

委員（三浦俊明君） 田主丸町の三浦でございます。

今会長から言われた件については全く異論はないわけですが、マスコミ発表の件で前回、非常に慎重を期してやってもらいたいということだったんですけども、実際の発表はすべての新聞記事が、「合併方式は編入方式」と、こういう表現で彩られたわけでございます。ちょっとこれは間違いだということは我々は分かるんですけども、住民の方は編入かという、見出しに踊らされてといいますが、そういう感じだったので、どういふ間に間違いかということは今一度、ちょっと1枚の資料にまとめていますので、これをちょっと配らせていただいて、それで質問に代えたいと思います。

聞きたいのは、マスコミに対してどういう手をとられたかということでございます。1枚の資料でございますけども、よろしゅうございましょうか。

議長（江藤守國君） それはいつの時点の、第7回協議会後の問題ですか。

委員（三浦俊明君） 前回の会議のときに、マスコミには十分に注意してくれという発言をして、その翌日の新聞が一斉に編入合併だという記事が出たわけですが、8月3日にですね。その辺について、どういう対応をとられたのかというところを聞きたいんです。それでちょっと資料で説明した方がいいと思うので。メモです。

議長（江藤守國君） はい。

〔資料配付〕

委員（三浦俊明君） 資料を配っておりますが、ここにございますように、簡単にご説明いたしますと、8月2日の日に、こういうふうの方針を次回に回すとなって、新聞はここにありますように、「合併方式は編入へ、協議は対等で」というのがA紙で、B紙は「1市3町編入の意向」と、こういう表現で、恐らく全紙こういう表現だったと思うんですけども、こういう表現ってやっぱり私は誤りだというふうに理解するわけでございます。

なぜ誤りかというのが下に書いてありますが、編入合併というのは、ここにその四角でゴシックで書いておりますように、編入合併というのは、久留米のその制度や仕組みを基本的には変えないと、で他の4町が久留米市の制度や仕組みに組み込まれていくというのが編入合併なんですね。もう皆さんご存じのとおりでございます。まして、協議は対等だというのはですね、協議はそのこれは結論に至る過程の問題でございまして、やっぱりこの仕組みがどうなってるかと、取り扱いがどうなってるかというところが、編入合併の一番のポイントだと思います。

実際の久留米は、この下に久留米の方式と書いてありますが、この制度や仕組み、これは合併の今度は基本的な分ですけども、これは久留米市の制度に拘束されずに、ちょっとこれは余計な修飾語が入っておりますが、新市にふさわしい制度をつくっていくというのが基本方針ができたわけでございます。したがって、上の四角の中の文章とは違うわけですね。したがって、これは対等合併だと。

それから市長とか議員の扱い、これはこの前言ったように編入合併だと。

新聞記事はですね、この の編入合併の市長とか議員の取り扱いだけをめぐって、その編入合併と、こういう記事になってるといのは、これはもう私は本末転倒だと思うわけでございます。

つまり、久留米の方式はですね、ほかに例のない、全く新しい方式だと。だから編入という表現で彩られますと、上の制度や仕組みまで編入になってしまうわけなんです。あくまでも編入というのは、この の世界であるということではいけなくてはいけません。そのところも新聞記事上は注意して取り扱わないと非常に危険だと。

じゃどういう表現をするのかと言いますと、1つの例として挙げておりますのは、2つに分けたらどうかと。久留米方式というのは、その法律で取り扱いが決まっている事項、これはここにいろいろ理由も書いておりますが、編入合併だと。それから2の新市の建設計画とか制度、住民サービス、これはここだけ読んでまいりますと、新市の制度、住民サービスの任意にその取り扱いを決めることができる事項については、それぞれの地域の特徴を生かし、また新市にふさわしい新たな視点に立って対等の立場で検討、構築することが必要であるとの観点から、1市4町の対等合併とする。例えばこういう表現であればですね、非常によく分かるんですけども、新聞なんかで対等という言葉は全く出ずに、協議の姿勢が対等だと、協議の姿勢というのは途中経過でございまして、仕組みの取り扱いがどうかという記事の書き方をしてもらうように、ご指導をお願いしたいというふうに思うわけでございます。

実際この記事に対して、例えば抗議なんかとられたかどうか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。以上です。

議長（江藤守國君） はい、事務局の方で何かこの記事に対して対応をとったかというご質問でございますが。どうでしょうか。

事務局（村上） 前回第7回協議会の中で、今お話しがありましたように、マスコミに対する情報の提供については的確に行うようにというお話をいただきました。

7回の協議会が終わった後、マスコミの皆様に対してこの内容についてもご説明をしたわけでございます。結果としましては、先ほどご説明がありましたような記事になっているわけでございますけども、それについて抗議をしたのかというご質問で、その後の特段の対応というのは具体的にはしてないという状況でございます。

議長（江藤守國君） よろしゅうございますか。

それではこういった議論は第7回までで再々、三浦委員からもペーパーも示されて、この協議会で論議をされ、意思統一もされていると思います。そういうことで今後も進めていきたいというふうに思っております。

それでは早速協議事項に・・・、

はい、どうぞ。

委員（川地東洋男君） 久留米の川地でございます。報告事項に関連してご要望申し上げます。

北野町長さんが大変長い間闘病生活をされまして復帰されたことに対しまして、心からご同慶の意を表したいと思います。

前回の協議会の中における議論を経まして今日に至ったわけでございますが、北野町の町長さんも議会も、町民の皆さん方も、いろいろと苦渋の中で今議論されてることについては、非常に私どももその立場については了解をするところでございます。

ただ、私どもとしましては1市4町は、任意協議会を経ながら、そして法定協議会ということで今日までまいりまして、これはいろいろ問題がありましても、1市4町の枠組みを大事にしながら取り組んでいこうとやってきているところでございます。

そういう経緯について十分ご理解を賜りますとともに、この枠組みが崩れないように、さらにいろいろ町の事情等があるかと思いますが、ご努力を賜りたいと考えているところでございます。

せっかくこの明治100年の合併を協議するわけございまして、1市4町、なかんずく3町の皆さん方も苦渋の中に対応をされているわけでございます。

三浦委員さんから言われたことについても、やはり被合併をされるだろう、吸収されるだろうという町民の皆さん方の不安を代表されたものだ、それは今後、私ども新市建設計画の中で大事にしていくことの一番大きな要素だというふうに受けとめているところでございます。したがって、そういう気持ちでございますので、町長さんにおかれましても、あるいは関係の北野町の委員の皆さん方におかれましても、今日までの経緯と枠組みについて大事にしながら、今後明るい展望が開けるように一段のご努力を賜りますように、非常に難しい問題ではございましょうけども、あえてご要望を申し上げさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

議長（江藤守國君） はい、ありがとうございました。それではそういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは協議事項に移ります。

協議 新市の名称についてを議題といたします。

前回、前々回と協議会では、新市の名称及び次の議題となります新市の事務所の位置、町名・字名の取り扱いにつきましては、合併の方式と密接な関連があり、合併の方式の協議結果を踏まえ、セットで協議すべきであるとの委員の皆さんのご意見によりまして、協議に入らなかった経緯がございます。したがって、今回、合併の方式が提案保留となっておりますので、今回も協議に入らず継続協議いたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） はい、ありがとうございます。

それでは「新市の名称」、「新市の事務所の位置」、及び「町名・字名の取り扱いにつきまして」は、引き続き継続協議といたします。

次に協議 新市建設計画についてを議題といたします。

本日は、本論第2章第5節の「地区整備の基本方針」から「結論」までをご協議いただきます。

なお、前回協議会におきます序論の提案時に、まだ推計作業中でありました序論第1章第2節「財政の状況」、及び前回第7回協議会におきまして修正加筆要望のあった点につきましてもあわせて事務局から説明をいたします。

事務局（荒木） それではお手元の資料に基づきましてご説明させていただきます。

合併協議会事務局次長の荒木でございます。

4ページでございます。

協 議

新市建設計画について

新市建設計画について、別紙のとおり協議を求める。

平成15年9月6日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

5ページから具体的な内容になっておりますが、5ページから43ページにわたります非常に資料として多いものがございますので、少し時間をいただきましてご説明をさせていただきますと思います。

ただいま会長からお話がありましたように、新市としての行財政基盤の確立、財政の状況、前回の協議会でまだ作業中でしたので、今回具体的に記述いたしましたものが8ページでございます。

財政の状況でございますが、地方交付税につきましていろいろ見直しがあつてるところでございますが、この見直しを前提にいたしまして、今後の1市4町の財政を合併年度を含む合併前5年間、新市建設計画の対象期間の前期5年間、後期5年間、3つの区分によりまして推計いたしますと、次のとおりになるということで、下の方に表を掲げさせていただいてるところでございます。

また現在、三位一体の改革が推進されておりますので、こういう状況を踏まえながら、厳しい国の財政状況、地方分権の確立を図る地方財政制度の将来方向を十分に見極めながら、新市として合理的で健全な財政運営が必要になるということで整理させていただいてるところでございます。

この表にございますように、この数字をどう見るかということでございますが、9ページ、〔財政状況と合併の関係〕というところで、交付税がどういう状況になるかということで比率を中心にしまして述べさせていただいてるところでございます。

また、歳入総額というものも一定微増になっておりますが、非常に少ない金額だということをお述べさせていただいております。

また、歳入構造の変化と公債費の増嵩に起因いたしまして投資可能額、こういうものもやはり減少してきている。さらには、自主財源比率、財政力指数、そういう点を見ますと、合併との関係につきまして一番最後の段落になりますが、個性と魅力ある地域の振興を図り、担税力の強化を図る都市づくりへの投資が不可欠であり、久留米広域合併の実現による投資可能額の確保が必要であるということで、結論づけさせていただいております。

続きまして、10ページでございます。

この部分につきましても、前回協議会でのご意見を踏まえて加筆修正した部分でございます。アンダーラインの部分でございます。

来街指数というのがわかりにくいということでございましたので、非常に大ぐくりで

ざいますが、町から久留米市に来る人の割合、カッコしまして来街指数ということで、修正させていただいたところがございます。

続きまして、本論の方に入らせていただきますが、本論の概要図のところがございますが、10ページでございます。そこにアンダーラインを引いておりますが、一極集中型から多極分散型、ネットワーク型、クラスター型への都市形態への転換ということで、前回、クラスター型というのが一極集中型的なとらえ方をされるということでございましたので、この部分につきましてわかりやすいようにということで、加筆修正させていただいているところがございます。

11ページからでございます。11ページにつきましては、新市建設の施策体系を挙げさせていただいてるところでございます。

具体的に入らせていただきます。

新市建設の基本方針でございます。

第2章第5節、地区整備の基本方針でございます。地区整備の基本方針につきまして最初に、地区整備の基本的方針について整理させていただいております。

地区整備の基本方針にありましては、合併効果を発揮する多様な魅力ある地区を整備することとするということで、地区整備に当たりましては、地域自治制度を重要な将来課題と認識しながら、当面は現在の法制度を前提に、地区整備に積極的に取り組むということとしております。

また、地区を新市においてどのように位置づけるかということでございますが、中段のところに書いておりますが、地区はそれらのネットワーク型などの都市形態を実現するにあたりまして、その基本的前提となる基本的単位となるものだということでしております。

そしてそれぞれの地区や機能の特性の実現を図るために、それらの機能の実効性を確保し、具現化する組織や権限が必要であるということで、そのために必要な総合支所的機能の整備を進めるということをここで整理させていただいているところがございます。

続きまして、地区の考え方でございますが、合併する前の自治体のエリアを対象とするということとしております。

また、地区別の目指す姿でございますが、中ほどに書かせていただいておりますが、地

区の従来の総花的な施策の展開から、地区のポテンシャルと地区の未来を考え合わせ、その基本的な方向を住民が決意を持って選択することが必要である。そして今後は、地区像の設定にあたって、住民の合意形成が必要となるということをさせていただいております。そして、地区整備の基本的な方向の考え方ということで、久留米地区、田主丸地区、北野地区、城島地区、三潯地区、それぞれの地区につきまして、その地区の基本的なイメージを掲げさせていただいてるところでございます。

また、15ページに、地区像実現のための取り組みということで、地域審議会の制度の活用を掲げさせていただいております。

また、次の16ページでございますが、上の方に、総合支所的機能の整備に取り組むということしております。

さらには、合併市町村振興基金を設置し、その果実を運用して、地区住民の連帯強化など、地域振興に図る事業に当てるということを整理させていただいてるところでございます。

続きまして、17ページでございます。

新市の施策方針、これ以降につきまして具体的にまた述べさせていただくわけですが、前回いろいろご議論いただきましたので、そういう議論を踏まえまして整理させていただいたところがございます。

最初に、上の方で書いておりますが、施策や事業にあたりまして、やはり配慮する視点といたしまして、第1に受益と負担の関係、そういう視点がある。第2に、地域特性を反映するという視点がある。その2つを視点にしながら、具体的な施策化・事業化を図っていく必要があるということにしておるところでございます。

第1節 教育文化や保健福祉などの豊かな暮らしを実現する施策でございます。

施策の概要といたしまして、施策の体系を掲げさせていただいております。

5つ掲げさせていただいております。

人権を尊重する社会。持続的発展を可能にする循環型社会。生涯にわたって自己実現が図られる環境。公助・共助による新時代セーフティネット。豊かな暮らしの核となる地域社会の実現という5つを掲げさせていただいております。

その後、基本的な考え方を整理させていただきまして、施策の方針といたしまして、3
点上げさせていただいております。

1つ目に、人権尊重、男女共同参画社会と循環型社会の実現を推進する。

2つ目に、市民一人一人が健康で自己実現を図るために生涯にわたって学び活動する環
境を整備する。また、それらの活動を支えるセーフティーネットとして、公助・共助によ
る福祉サービスの充実を推進する。

3つ目に、それらの活動の実践の場となります地域社会の整備充実を図るために、コミ
ュニティー活動の活性化を図るということで、3つにまとめさせていただいてるところで
ございます。

そして先ほど申し上げました施策体系に沿いまして、それぞれ一つずつ、具体的な内容
を整理させていただいております。

、市民一人一人の人権を尊重する社会の実現でございます。基本的人権意識の確立を
図る。また、人権文化が根づいた社会の実現、そういうものが必要であろう。さらには、
男女が対等に責任を担い、能力を発揮し、共同して社会づくりに参加できる、そういうこ
とが重要であるということをまず押さえさせていただいているところでございます。

そして19ページに、重点的な取り組みといたしまして、まず市民一人一人の人権を尊
重する社会づくりのために、地域主体の人権学習・人権啓発を進め、差別をなくす環境の
整備に取り組むとしているところでございます。

第2に、男女共同参画型社会の実現に向けまして、女性の政策参加の場への登用を進め、
市民の意識啓発に取り組むということにしているところでございます。

、持続的発展を可能にする循環型社会の実現でございます。

施策の目標といたしまして中ほどに、持続的発展を可能にする社会を実現するためには、
第1に、やはり市民自身が生活のスタイルや価値観を問い直すことが必要である。

第2に、社会の生産構造などを資源消費型から資源循環型へと転換することが必要であ
るということを押さえさせていただいているところでございます。

そして重点的な取り組みといたしまして、20ページでございます。市民や事業者が環
境美化、環境負荷低減、自然環境保護、ごみ減量など積極的に進める、そういう社会環境

づくり、そういうものに取り組むとしております。

また、それらの循環型社会において基盤となります循環型ごみ処理システム、そういうものの整備に取り組むということにしておるところでございます。

、生涯にわたって自己実現が図られる環境の整備でございます。

施策の目標といたしまして、いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができる、生涯学習社会の実現、そういうものが重要である。そして、そういう生涯学習の基礎となります学校教育が重要ではなかろうか、そういうことを述べさせていただいております。

また、こういう学習した能力を生かしまして、市民活動、市民文化、市民スポーツに取り組むなど、いろんな活動をすることによって自己実現が図られるということをしておるところでございます。そして、そういうものを進めるということを重点的な取り組みといたしまして掲げさせていただいております。

第1に、学校教育の充実を図るために、地域社会との交流を進めるなど、地域に開かれた、信頼される学校づくりに取り組むということにしております。

また、特色ある教育を推進支援する。さらには、高度情報化社会に対応した学校教育、そういうものを進めるとしておるところでございます。

第2に、総合型スポーツクラブの育成とその活動の場となる施設整備。

第3に、生涯学習と文化を総合的に振興するために、地区の文化や学習の振興の核となります施設整備に取り組むとともに、ネットワーク化を進めるということになっているところでございます。

続きまして、公助・共助による新時代セーフティネットの構築でございます。

まず、施策の目標といたしまして、やはり制度的な社会支援、そういうものが保障されるということと同時に、これから特に地域社会の人々の手助けで提供される地域福祉、さらには福祉ボランティアネットワークによって提供されます専門的福祉、そういうような柔軟な福祉サービス体制が必要であるということをもまず押さえさせていただいております。

第2に、健康を維持増進するためのいろんな手だてを整理させていただいております。

第3に、子供を取り巻く環境が悪化しておりますので、子育て、そういうものを整理させていただき、子育て、子育てを社会全体で支援することが必要であるとしているところ

でございます。

22ページでございます。

重点的な取り組みといたしまして、まず最初に、地域福祉ネットワークの構築など、地域福祉を推進する。

第2に、健康づくりに取り組む。

第3に、障害者など、生活の質の向上を目指しまして、自立支援に必要な福祉施策の充実に取り組む。

第4に、一貫して子育てを支援する子育て支援施策の充実に取り組むとしているところでございます。

、新市の豊かな暮らしの核となる地域社会の実現でございますが、施策の目標といたしまして、真に豊かな暮らしは、豊かな地域社会が支えるということで、地域社会の地域課題を住民が自ら問い、共有化し、自ら解決する自治的コミュニティー活動、実践、そういうものがやはり地域社会の再生、個性ある地域社会の創造ということになるということ、をまず押さえていただいております。

またこれからは、信頼感の形成というものが必要であろうということ整理させていただきまして、重点的な取り組みといたしまして、コミュニティー活動の促進、またその核となります場づくりや機会の提供、そういうものに取り組むとしております。

そして、今まで申し上げました5つの柱の具体的な新市建設の主要施策・事業といたしまして4つ、学校教育の充実、市民スポーツの振興、児童福祉の推進、コミュニティー活動の振興を挙げさせていただいております。

続きまして、23ページの第2節、道路や上下水道など、魅力あふれる都市基盤・生活基盤を実現する施策でございますが、施策の体系といたしまして3つ、安全で快適な都市基盤・生活基盤、地域魅力を創出する美しい都市、歴史と伝統を未来につなぐ都市ということで整理しております。

そして施策の方針といたしまして、24ページでございますが、安全で安心な都市生活、快適で潤いのある暮らしの基盤整備。地域個性である都市と自然が融合した魅力あふれる美しい都市。地域文化財や地域民族などの歴史と伝統を守り伝えながら、新たな歴史・伝

続へとつなぐ基盤づくりというものを進めていくということしております。

そして具体的な施策の内容といたしまして、安全で快適な都市基盤・生活基盤につきましては、やはり安全と安心が確保されていることが第1である。

第2に、自然と調和した快適空間が確保されていることである。ということしております。

重点的な取り組みといたしましては4つ、救急・消防体制の整備など、総合防災ネットワーク、また自主防災体制、そういうものの推進を取り組んでいく。

交通安全対策など、防犯対策。さらには、身近な日々の暮らしの安全確保、そういうものに取り組んでいく。

足元道路や幹線道路などの整備。総合的な生活排水処理の推進。皆水道に向けた上水道の整備。そういうものに取り組んでいく。

快適な歩行空間や自転車を利用しやすい環境整備など、ユニバーサルデザインの都市整備に取り組んでいくということで整理しております。

の地域魅力を創出する美しい都市づくりですが、やはり施策の目標としまして、豊かな暮らしを実感するためには、やはり暮らしに喜びがある、地域の美しさ、そういうものをきちっとつくっていく必要があるということ整理いたしまして、26ページに、重点的取り組みといたしまして、水の光景など、水を生かした都市。緑の光景など、緑を生かした都市。花と緑の都市づくりなど、市民と協働した都市。そういう自然と調和した美しい都市づくりに取り組んでいく。

さらには、広域の都市景観、新市全体の都市景観、地域ごとの特性に応じた都市景観、そういうものに取り組んでいくとしているところでございます。

、歴史と伝統を未来につなぐ都市づくりでございますが、やはりこれからの都市にありましては、蓄積していくということが大切でございますので、歴史的な都市アイデンティティを構築するという意味での歴史遺産、そういうものをきちっと受け継いでいこうということで、重点的な取り組みといたしまして、地域の歴史を大切に暮らしに生かすために、地域の文化財を保護・活用するなど、郷土の歴史として継承するということしております。

(3) 新市建設主要施策の事業でございますが、防災体制の整備・充実。総合的な生活排水処理の推進。総合的な上水道の整備。衛生的な生活環境の整備。快適な居住空間の整備。域内幹線道路などの整備。美しい都市空間の整備ということで掲げさせていただいております。

第3節、1次2次3次の総合的な活力ある産業振興と雇用促進を実現する施策でございます。28ページでございます。

施策体系といたしましては4つ、地域特性を生かした創造的な産業。次代を拓く活力ある産業。にぎわいと交流を促進する産業。ゆとりある多様な働き方への支援というものを掲げさせていただいております。

ここで基本的な考え方で書かせていただいておりますのは、1市4町の地域特性である農業を核とした産業、自然を生かした産業など、内発的な産業振興を図る。また、将来的に発展性の高い産業振興を図っていく。そういうことを書かせていただいております。

また、福岡都市圏などとの交流を促進する。

そして大規模都市圏のエネルギーの導入・活用に取り組んでいくということで、施策の方針といたしまして、地域特性である農（農業や緑）、そういうものを核とした産業振興など、地域資源や地域特性を生かした産業振興を進める。

地域の潜在的な資源の活性化を図り、高付加価値型の将来を展望した戦略産業の誘致・創出を進める。

本地域の特性である自然や歴史の豊かさ、温かみのある人間性などを生かし、福岡都市圏などとの交流を促進する。

さらには、多様な都市魅力によるにぎわいづくり進め、商業の振興を図る。

そして最後に、多様な雇用の場の創出に努めるとともに、多様な働き方が選択できる環境を整備するということで整理しております。

具体的な施策の内容といたしまして、地域特性を生かした創造的な産業の振興でございますが、第1に、地域特性を生かした農業振興を整理させていただいております。

第2に、地域特性を生かした地域産業の振興ということで掲げさせていただいております。

そして30ページでございますが、重点的取り組みということで、緑化産業の振興、また環境保全型農業などの自然に優しい農業。都市と農村の交流や食と農の交流。産・学・官連携による高付加価値型産業の振興、そういうものに取り組むとしております。

の次代を拓く活力ある産業の振興でございますが、いろんな戦略産業、IT産業、バイオ産業等があるわけでございますが、その戦略的分野における産業創出、産業誘致、そういうものが重要な課題である。そういうものを進めるために、産業団地の整備、さらには産業立地促進支援施策を進めていくということで、重点的な取り組みといたしまして、バイオ産業の創出や戦略産業部門への企業の誘致に取り組むとしていただいております。

、にぎわいと交流を促進する産業の振興でございます。

最初に、都心部の都市資産を生かすということと同時に、やはり地域社会、地域商業、そういうものについてやはり重要でありますので、それを生かしていくということを書かせていただいております。

また、自然と調和した暮らしの中で、心身ともにいやしや潤いを感じる時間、そういうものは重要でありますので、やはり生かしていこうと。都市魅力の核となります都心部の再生を進めていく。さらには、地域商業の活性化を進めていくということで、重点的取り組みといたしまして都心部の活性化を図る。地域商業の活性化を図る。さらには、都市圏との交流の促進に取り組む。としていただいております。

、ゆとりある多様な働き方への支援でございます。32ページでございます。

新たな暮らし方が出てきております。新たな働き方が出ておりますので、そういうものを踏まえまして雇用環境の変化に対応し、ゆとりある多様な働き方を選択できる環境整備に取り組むということで、職業能力の充実を図る施策。また、多様な労働形態を選択できる仕組みの構築。そういうものを目指すということでしてしております。

新市建設主要施策の事業といたしまして、地域機農業の振興、農村環境の整備、戦略的産業の誘致ということでしていただいております。

第4節、県南の中核都市としての都市機能を実現する施策ということで3点、施策を上げております。施策の体系に上げさせていただきます。

地域振興を図る高次都市機能の整備・充実。広域的な総合交通体系。戦略的な都市づくり。ということでございます。

やはり県南地域を中心といたします筑後圏域を魅力ある圏域とするためには、圏域の中核都市といたしまして高次都市機能、さらには広域的な交通体系、地域特性を生かした先進的、そういう都市づくりが必要であろうということでございます。

34ページに取り組みといたしまして、県南地域における専門的サービスの拠点機能整備充実を図る。さらには、広域的な視点からの総合交通体系の整備。さらには、中核市へ移行し、地域資源や特性を生かし、医療福祉都市、情報化都市など、先進的な都市づくりを進めるとしているところでございます。

具体的な施策の内容といたしまして、
、地域振興を図る高次都市機能の整備充実ということで、重点的な取り組みといたしまして、広域拠点機能形成プロジェクトに取り組む。高度医療や高度教育機能を生かした都市づくりに取り組むとしております。

、広域的な総合交通体系の整備確立でございますが、都市圏間の交通アクセス、さらには都市圏内におきましても中核都市機能の有効活用などの視点からの交通アクセス。さらには交流人口の増加、そういうものから公共交通体系の活用を含めて、総合的な交通体系の整備が必要であるということで、東西及び南北の幹線道路整備。さらには、それらをつなぐ環状道路の整備。JR久大本線の新駅設置や増便増発。九州新幹線久留米駅などの交通結節機能の整備、そういうものに取り組むとしておるところでございます。

、新時代をリードする戦略的な都市づくりでございますが、中核市への移行をベースにしながら、地域資源や特性を生かした魅力ある都市づくり、そういうものを進めていくということでございます。

重点的な取り組みといたしまして、医療福祉都市の実現や高度情報都市の実現ということとを上げさせていただいております。

36ページでございます。

3番目の新市建設主要施策・事業でございます。

公共交通網の利便性の向上、広域幹線道路の整備、この2つを掲げさせていただいております。

今まで申し上げましたような都市像を実現するために、新市の行財政経営の整備を図る施策ということで、4つ掲げさせていただいております。

市民と行政の協働による行財政経営。機能的でコンパクトな行財政経営。地域に対するきめ細かな行財政経営。広域的な行財政経営ということで掲げさせていただいているところでございます。

住民自治の充実と自立的な都市づくりの時代にふさわしい地域経営システムが確立する必要があるということで、施策の方針といたしまして、市民と行政の役割分担の新たなあり方を踏まえ、住民自治の充実に必要な施策に取り組む。

さらには、人材や都市ストックの活用など、コンパクトな行財政経営を進める。域内分権の推進を基本に、分散型ネットワーク型の行財政経営に取り組む。広域行政ニーズへの対応などを図っていくということで、掲げさせていただいております。

具体的な施策の内容でございます。

市民と行政の協働による行財政の経営でございますが、第1に、行財政情報の共有化が必要である。第2に、開かれた地域経営システムとすることが必要である。そういうことを踏まえまして、情報公開、さらには個人情報の保護、そういうものが必要であるということで、重点的な取り組み、38ページでございますが、公民役割分担の徹底。

さらには、多様な情報手段を活用した情報提供に取り組む。

さらには、地域主体の活動を支援するというところでしております。

、機能的でコンパクトな行財政経営でございますが、生産性が高いコンパクトな行財政経営を進めるためには、第1に、効率的な行財政経営が必要である。

第2に、分権型社会にふさわしい人材の育成。

第3に、計画的な行政を進めることが必要であるということを書かせていただきまして、重点的取り組みといたしましては、行財政改革への取り組み、さらには、いろんな光ファイバー網の整備を行いまして、一体的かつ均等な行政サービスの提供に取り組むとしておるところでございます。

、地域に対するきめ細かな行財政経営でございますが、域内分権の核となります総合支所的な機能を持つ組織整備を進めるということで、旧町エリアを対象にいたしまして、

その機能といたしましては、第1に、全市的な方針を踏まえながらも、地域の実情に応じた行政サービスを一定の権限のもとに、自ら企画立案・実施する権限を有する組織機能の整備を進める。

第2に、法令などの基準に基づき、統一された水準の行政サービスを地域的に実施する組織機能の整備を進めているところでございます。

また、当然ながら、新市として一体的に支援・統合する行政システムの整備、そういうものを図っていくということではしているところでございます。

重点的な取り組みといたしまして、総合支所的機能を有する組織を整備するというところでしております。

、広域的な行財政経営でございますが、広域ニーズに対応し、周囲の自治体と連携を取りながら広域行政サービスの提供を進めていくということで、広域的な事業展開の検討に取り組むとしているところでございます。

40ページでございます。

新市建設主要施策・事業といたしまして、総合支所の整備、電子市役所の構築というものを掲げさせていただいております。

第4章につきましては、現在、福岡県との協議を進めているところでございますので、その協議を踏まえまして掲げさせていただくということにしております。

第5章 公共的施設の適正配置と整備でございます。

総合支所的機能整備に当たりましては、現在の旧町役場の庁舎や敷地などを活用しながらも、新市全体としての地区整備の基本方針のもとに、公共施設の配置など視野に入れて施設整備を進めるということにしているところでございます。

また、第6章の財政計画でございますが、現在、財政計画につきましては、平成14年度決算に基づきまして、長期財政推計の作業を進めているところでございます。この作業結果を踏まえまして具体的に記述させていただくということにしているところでございますが、その策定の基本方針でございます。

1番目に、合併による歳出削減効果。

2番目に、行政サービス水準の向上による行財政需要の増加。

3番目に、新市建設計画に基づき将来の発展を目指す行財政への投資、そういうものを考慮して10年間を対象期間として推計するとしております。

そして2つの点、第1に、短期的な視点、第2に長期的な視点ということを踏まえて推計する。

そして記述項目といたしまして、基本的な考え、財政計画の基本的考え方を記述し、また基本要件、推計の条件を整理し、最終的には総務省マニュアル及び先進事例に準じて歳入・歳出別に推計した結果を整理させていただこうかと考えております。

そして、その表につきましては、次に掲げております歳入・歳出によりましてさせていただこうかと考えているところでございます。

最後に、43ページでございます。

結論でございます。

中ほどに、久留米広域合併は、久留米広域地域の将来に向けて、その将来を魅力あるものとするために取り組みを進めていきます。

新市建設計画の最初に、新市としての合併の意義を明らかにし、その中で都市経営の確立が最大の意義であるとしているところであり、将来的に地域資源を生かしながら、地域の未来に投資し、自立し発展する都市づくりを目指すこととしているところであり、そして最後に、「1市4町の住民の皆様が、この計画に描きました新市の都市像に共感されまして、ともにその実現へと歩み出されることを期待します」ということで、押さえさせていただいているところでございます。

説明に、行ったり来たりの不手際の部分がございましたが、以上のとおりとしているところでございます。

以上で、説明、簡単でございますが、終わります。

議長（江藤守國君） はい、ありがとうございました。

それではただいまの事務局からの説明に対しまして、皆さん方から何かご質問なりご意見がございましたらお願いいたします。

内田委員、お願いします。

委員（内田 満君） 三潨町の内田でございます。

新市計画の中で、14ページ・15ページでございます。

その中で、1市4町の地区の考え方、あるいは地区像について記述がなされておりますが、特に「田主丸町の副都心にふさわしい権限と機能」という記述がございます。

副都心については、田主丸町だけの問題ではなく、1市4町の問題としてとらえ、新市の住民が納得できるものでなくてはならないと、かように思うところです。権限と機能については、地区別整備の基本方針に記述されておりますように、総合支所的機能が各町共通の権限でないとおかしいと考えるところでございます。

副都心の権限と機能について、どんなものがあるのか、お尋ねをしたいと思います。以上です。

議長（江藤守國君） はい、ただいまの内田委員のご質問に対しまして、事務局の方から回答をお願いします。

事務局（荒木） 地区の目指す姿といたしまして、地区整備の基本的な方向の考え方ということで、具体的にそれぞれ出させていただいているところでございます。

今お話しがございましたように副都心、さらには権限と機能ということにつきましてどういう考え方なのかということでございますが、それぞれの地区におきまして、やはりこれまで都市づくりを進められてきているところでございます。そういう中で、新市として一体的な都市づくりを進めていくわけでございますが、そういう中で今おっしゃいますようなお話、具体的に新市の住民が理解、納得し、またそれぞれの地区のあり方、その位置づけというものが出てくるのではないだろうかと考えているところでございます。

また、権限と機能、さらにはどういうことを考えているのかということでございますが、やはり1市になった場合に、それぞれの地区の間を結ぶ広域的な幹線道路網、そういう道路網の整備というものはぜひ必要でございますし、さらにはそういうことでいろいろな事業を進めていくわけでございます。例えば、田主丸地区につきましては非常に緑、そういうものが充実しておりますし、盛んな土地でございますので、そういうものをどう生かしていくのかを踏まえて、具体的にしていく必要があるのではないだろうか。また、そういう具体的な施策・事業を実施するにあたりまして総合支所的機能をやはりきちっと権限として位置づける必要があるのではないだろうかという意味で整理させていただいてい

るところでございます。

今後、またいろいろ議論をしていく中で具体的にしていくことになるかと思いますが、一応そういうものを踏まえて整理させていただいたということでございます。

議長（江藤守國君） はい、内田委員。

委員（内田 満君） 数日前、私たちは非常に議論をしたところでございますが、特に副都心ということにこだわりを持つわけでございます。

さっき私が申し上げましたように、1市4町の問題として、それぞれ共通した考え、権限ですね、そういったことで今後進められていただければと思うわけで、この点がですね、非常に議論をしたところでございます。特に今後、この点につきましては、幹事会、あるいは各部会において、できますならば再度ご審議をいただければと、かように思っております。以上です。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

委員（宮田康敏君） 城島町の宮田でございます。

内田委員さんと重複すると思いますが、今の事務局の答弁を聞いておりますと、権限と機能という部分に関しましては、総合支所的なところで対処するというので、これはもう残りの4町もイーブンだと私は理解しております。と申しますのは、ここに書いておりますように、田主丸町はですね、例えばJRの久大線があったり、北野町は西鉄の甘木線、三瀧町は西鉄天神大牟田線、核になるところがあるんですね、拠点になるところが。ところが私たちの町は、鉄道もない、電車もないというような感じですね、まあ西鉄の大善寺駅が拠点になると思います。

そういうことで今の事務局の答弁は、4町とも同じ権限と機能ということで理解してよろしいですか。

議長（江藤守國君） はい、今のご質問に事務局からお願いします。

事務局（荒木） 先ほど権限と機能ということの権限という部分でございますが、総合支所的機能という部分につきましては、地区整備の基本的方針で書かせていただいております。に4町につきましては同じだというふうに理解しております。（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（江藤守國君） はい、三浦委員。

委員（三浦俊明君） 田主丸町の三浦でございます。

今お二人の意見に対して反論といいますか、1つはですね、この副都心というのは任意協議会時代に事務局の方から提案されて、八女市と田主丸町を副都心にするということが決まったわけですね、任協として。それを田主丸町としては、ご存じのとおり、浮羽3町合併もございました中で、副都心というのが枠組みを形成するときの1つの大きな前提条件といいますか、それを打ち出してきたわけです。したがって、要するに田主丸は違うぞというところを出さないでですね、同じであればですね、やっぱり意味がないわけなんです。そういう内容を受けて田主丸町長も、首長会議の後で、この副都心がもしだめになれば、自分としては枠組みを外れることもあるという記者会見もされ、新聞にも出たわけでございますけれども、そういう位置づけでございます。

あたかもこれはですね、三潁の中で、この三潁のところを読んでいただきますと、三潁地区の3行目に、三潁地区は新市南西部の拠点づくりだと、これはなぜかという、同じ理由なんですね。だから、そういう議論に戻るのであればですね、もう1回任協時代に戻ってやらないと、今言われたら非常に困るわけなんです。だから、やっぱり優位差を出すというところに副都心の位置づけがあるというふうに我々は理解しております。それを消された瞬間に、これは非常に大きな問題になるということをご理解願いたいと思います。以上です。

議長（江藤守國君） はい、城島町長さん。

副会長（佐藤利幸君） 城島の佐藤でございます。

副都心という言葉が出ておりますけれども、じゃその副都心というのはどういうことかという共通イメージがわからないんですね。それぞれ思いが違うと思うんです。ですから、その副都心という用語を定義していただきたい。まずそこから始めて、それがどうなのかという議論をしていただければというふうに希望をいたします。

議長（江藤守國君） はい、ほかにございませんでしょうか。

はい、田中委員。

委員（田中和義君） 私から、大きく2点ほど。

1点は、せっかく今、田主丸さんの副都心ということで盛り上がりましたから、先ほど宮田委員さんが述べられましたように、久留米を除く3町については同じ思いがあると思うんですね。したがって、いろいろ噂の段階では聞きました。田主丸さんが、自分のところを副都心にせんと、もうかたらんばいというようなことがですね。しかしここで、それを何年か前か、何カ月前に時計を戻して、そこまで戻して回せというような聞こえるようなご発言は、ちょっと我々は大変背中にどしとこう突き当たるような、そういう衝撃を受けるわけでございますが、いずれにいたしましても文言上で副都心とこう書かれますとですね、私どもも田主丸さんとは、その個人的にも地域的にもいろんな交流もあるし、仲良くもしている人がたくさんいらっしゃいますけれども、その辺はちょっともう少し何かちょっとした表現でですね、また三浦さんも1万7千か8千の町民を代表して7人の委員さんと来ておられますし、いろいろ立場もあろうとは思いますが、町長さんも含めて、ひとつこの辺をもう少し柔らかい表現でですね、どこもみんなそんな思いはあるわけですよ。それはもう田主丸さんに限らずどこもあるわけですから、その点はひとつ事務局が知恵を絞って何かいい表現がありましたら、田主丸の町民を納得させられますように。

私そのほかに自分で聞きたいことが、それが1点です、大きく。

それから北野町のところの表現に、15ページでございますけれども、いろいろ書いていただいている分の下から3行目、新市の中心地域や福岡都市圏などへの交通アクセスの利便性を云々というくだりがあるわけですが、私どもの委員の間でも、町民の間でもですね、この交通の利便性というのは大変意識が高うございまして、南北については大きな筑後川が流れておりますし、それからよそへ出て行くときの車では川を渡りますと電車では西鉄を利用します。私は長いこと福岡へ通勤もいたしておりましたが、この福岡都市圏などへの交通のアクセスというところを、久留米にということは言わずに申し訳ありませんけど、西鉄だと、私のところは北野ですから、久留米まで一遍出て、特急で、こう帰るんですね。これが真っすぐ北野行きとか甘木行きとかというのがあったらいいなという思いがしばしばでした。特に冬寒いときには、北野はもう田舎ですから、1本遅れますと30分遅れるというふうな状態ですから、こういうことも指して言っているのかなあと、交通アクセスということでございますが、それはいろんな南北の問題、東西の問題

の陸上道路のアクセスもございますが、そういうことも思っておりますが、その辺を確認をさせていただきたいということと、次の16ページ、ここに一番上に、地域自治組織という言葉と、下から2番目に、合併市町村振興基金を設置というくだりがございます。この地域自治組織というのは、これは確認ですが、旧市町村単位というふうに私どもは何となくそういう理解をしておりましたが、それでよろしいのかどうか。

それから合併市町村振興基金を設置というのは、額をどのくらい設定をされておるのかという問題が1つ。

次に、27ページです。新市建設主要施策・事業というところがございまして、括弧で7つばかりくくってございますが、総合的な生活排水処理の推進。3つ目が、総合的な上水道の整備。それから下から2番目に、域内幹線道路の整備というようなことがございます。

そこで総合的な生活排水処理の中に、国・県との連携を図りながら計画的に整備をしますということが書いてございます。いつも我々が研究会やフリートークをしますときに、生活排水の問題が出てまいりまして、以前に久留米市に合併をしました山本とかどこか田主丸に近い方は、まだうちは下水排水もできておらんよって、もう合併してから10年もそこいらもたつのにと。今度合併したら、うちあたりもそうなるよというようなことが、皆さんの心配の種のうちの一つでもあるわけです。計画的に整備をしましたらば、合併特例債の523億を使って、どのくらいの時間で整備がされますでしょうかというのが1点です。

総合的な上水道の整備ということですが、一番上から供給するためには配水管の見直しによる再整備ということがございますが、見直しということは、4町がそういうふうに合併をしましたらば、どこか不具合のところがあって、それを見直しするには時間も経費もかかると思いますが、その辺がどのくらい、何か試算をしたものがあるってですね、経費がどのくらいで、時間がどのくらいかかるのか。

それから次に、域内幹線道路等の整備というところですが、域内幹線道路の整備と、幹線道路という認識は、私どもは車がたくさん通っているところが幹線道路かなというふうには思っておりますが、大体具体的にどういうところを指して幹線道路と言って、どこを整

備するののかというのがあればですね、みんなが心配しておりますので、もし分かりましたら次回でもよろしゅうございますし、この場でお答えいただければこの場でも結構ですが、よろしく願いをいたします。以上であります。

議長（江藤守國君） はい、今の田中委員のご質問にお答えできる点があればお願いします。

事務局（荒木） ただいま田中委員の方からご質問がありました点で、お答えできる分をとということでございますので、お答えできる分だけご説明させていただきたいと思えます。

北野地区のところの下から3行にありますように、やはり交通アクセスの利便性、そういうものを具体的にどう考えているのかということでございますが、その交通利便性の向上を図るといふ課題認識というものは具体的にしているわけでございますが、それを具体的に一つ一つどうやってするのかというところまでは、具体的には絞り込めていないという状況でございます。

2つ目でございます。自治組織、いわゆる地域自治組織ということでございますが、ここに掲げておりますように、第27次の地方制度調査会におきまして現在議論されている組織でございますが、これにはいろいろな考え方がございまして、一番小さい範囲で言いますと、小学校区を単位とした地域自治組織、そういうものも考えられるのではないかというような議論も行われているところでございます。これは地方制度調査会から11月に最終報告が出まして、最終報告に基づきまして2004年のいわゆる定例会におきまして具体的に法案化が図られるということで、非常に時間的に近い距離にありますものから、そういう地域自治組織、そういうものもやっぱり今後は考えていく必要があるのではないかとということで、ここで掲げさせていただいてるということでございます。

それから合併市町村振興基金でございますが、これにつきましては制度的に申し上げますと、総額的には40億ということになるかと思えます。

それから先ほど主要施策・事業につきまして、一つ一つそういう具体的にそのいつまでにどうするんだと、箇所はどういうふうを考えるんだということでございますが、これはやはり具体的に事業を進めていくにあたりましては、国とか県とかの補助事業の関係、ま

たそれぞれの地域との関係、それから事業の熟度等もございますものですから、そういうものにつきましては今後、具体的に実施計画等を整理する中において整理させていただくということになるかと思っております。

以上、簡単でございますが、ご説明を終わらせていただきます。

議長（江藤守國君） よろしゅうございますか。

はい、田中委員どうぞ。

委員（田中和義君） はい、わかりました。

議長（江藤守國君） ようございますか。

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

長淵委員。

委員（長淵 勇君） 田主丸の長淵でございます。

先ほどより三瀨町さん、それから城島町さん、北野町さん、田主丸町の副都心ということが言われましたですけども、機能と権限、これはもう任協時代から、機能と権限、そして副都心、議会としても副都心ということで、全町民に合併の推進をしてまいったところでもございます。これを今になって外すということは、ちょっと問題があるかとも思います。それで3町さんはそうして、田主丸だけちょっとこう便利が多いじゃないかというお言葉だろうと思います。しかしながら、田主丸は田主丸の独自性の方向といたしますか、そういうことでいろいろと合併におきましても、浮羽3町の合併、久留米市との広域合併、そういう時点もございました。しかしながら、やはりこういう大きい東の副都心ということで、田主丸は現在まで進んでおります。

それでまた、これは帰って議会に持ち帰って検討することで、ご理解をいただきたいと思えます。もし議会でこういうことを私が出したら、私はまた大変な目に遭うかもしれせん。そういうことで発言を終わります。

議長（江藤守國君） はい、ほかにございませんでしょうか。

中島委員。

委員（中島昌明君） 城島の中島でございますが、前もって会議に遅れましたことをお

わび申し上げます。

私たちの町でも、この田主丸さんの副都心にふさわしい権限と機能というようなことで、前もっての勉強会の中でも、そのことが論議されたわけでありますが、例えばほかの3町もそれぞれ拠点づくりを目指すということで、それぞれの町の姿を描いているわけですが、言ってみれば、ほかの3地区も気持ちの中では副都心みたいな気持ちはあるわけでございます。それであえて、田主丸さんがそんな気持ちを持たれてることはもう十分に分かった上ですね、考えてみますと、もうこの1市4町はですね、田主丸は浮羽郡を割って出てきてる。北野町は三井郡を割って出てきてる。私たちと三瀧町さんも三瀧郡を割って出てきてる。気づいてみれば、もう引き返すことができない。退路を断っているわけです。そういう中で、今北野町さんも産みの苦しみをされているというふうに理解しております。しかし、もう私たちは立ち返ることができないと思っております。したがって、同じ市民としましてですね、いささかでも差異が出てくるような表現、先ほどから田中委員がおっしゃるように、何とかもう少し知恵を絞っていただきましてですね、同じレベルの市民でありたいというふうに私たちは考えておるわけでありまして。例えば田主丸町さんが東の副都心と思っていただければ、私たちは西の副都心とも思いますし、北野町さんは北の副都心であろうし、三瀧町さんは南の副都心であろうし、そういうお互いの気持ちはあるわけでございますので、もしこれがこの文言が残っていきますと、地域審議会等の問題がございまして、うちはここに明記してるんじゃないかというようなことになりまして、非常に住民の方々にはご迷惑のかかるようなことになりはしないかという危惧も持っているところでございます。

先ほど北野町の田中委員さんがおっしゃるように、ここはひとつ知恵を絞っていただき、田主丸さんにも半歩だけ譲っていただきまして、同じ市民として手を携えていければというのが、私の意見でございます。ありがとうございました。

議長（江藤守國君） はい、ほかに。

古賀委員、どうぞ。

委員（古賀正邦君） 田主丸の古賀でございます。

いろいろご意見を聞いていると、なるほど同じ久留米市民だというような、久留米にな

るかどうかは分かりませんが、久留米市民だという立場は同じだと思うんですよ。田主丸だけが何か優れた町民であるとか、優れた位置に立つとか、そういうことではないと。これは先ほどから三浦委員、それから長淵委員も申しましたようにですね、任意協議会の中で田主丸が提起し、事務局が提案した。そして、みんながそれを認め合ったということをもう一度やっぱり再認識していただきたいなと、田主丸町民としてはそういうことを思うわけです。

任意協議会のことを蒸し返すと非常に不愉快だと思いますけれども、任意協議会の過程ではですね、この問題はほとんど論議はされませんでした。みんなすんなりとそれを認めていただいたというようなことで、田主丸町で住民アンケートを取るのに100カ所ぐらいの説明会をずっと行ったわけですよ。その中で、副都心というのは必ず説明の中に入れてきたと。その納得の上で、みんなは久留米を選んだという経過があります。だから、それを今になってチャラにしろということは、田主丸の委員としてはちょっとできないんじゃないかなと。そこはやっぱり皆さんも理解してほしいなというのが1つですね。

それから副都心というのはどういうことかということをはっきりしなさいということですが、田主丸でもですね、じゃ副都心というのはどういうものかということについては、まだ議論をしているわけですよ。で、副都心にふさわしい町はどのような町なのかということをも今町民みんなで作くり上げようじゃないかということで、この頃からいろんな団体とか地域の代表とか、そういう方々に説明をして意見を吸い上げて、そしてこんな田主丸にしようじゃないかということをつくり上げようとしている段階です。だから言葉の概念がどうかとかいうことじゃなくて、中身がどうなのかということをもこれから皆さんの前にも出していくことになるだろうと思います。そういうことをひとつご理解お願いしたいなと思っております。以上です。

議長（江藤守國君） はい、田中委員。

委員（田中和義君） 田主丸さんの方から従来のいきさつからお話しがありまして、るご説明をいただきまして、みんな理解をしていると思うんですよ。そこで、この非常に難しい問題を城島の中島さんがおっしゃったようにですね、それぞれの地域がそれぞれブライドとか何とかをかけて、自分のところはどこそこの副都心だという気持ちがあるもの

ですから、文言を消されないとすれば1つの提案、お願いをしたいんですがね。ここに表現をそういうふうにするんでしたらですね、東の副都心、西の副都心、南の副都心、北の副都心というふうにするんでね、表現上はイコールというとか、ニアイコールの表現をしていただいでですね、そういうふうにしていただければ、田主丸さんの満足も得られましようし、我々も今取り残されたような感じのところもですね、満足をするわけですが、これは提案です。いかがでしょうか。

議長（江藤守國君） 今日ご提案しておりますのは、いろいろご意見をお伺いした上で、最終的には全体を通してですね、加筆修正した上で、次回かどうかは別といたしまして、次の段階で先ほど説明もありました県の計画等も含めて、全体をまた議論していただいた後に議案として提案いたしますので、今日はしっかりご意見をお伺いするという段階でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

はい、宮田委員。

委員〔宮田康敏君〕 城島町の宮田でございます。

安全で快適な都市基盤、生活基盤の整備というところの25ページですね、中ほどに、重点的な取り組みのところですね、救急・消防体制の整備とありますね。今の県南広域消防組合は、1市8町で構成をしております。小都市を中心とした旧三井郡、それから浮羽郡3町、三瀨郡3町ですね。ところが、この久留米市がですね、核となる久留米市が県南消防組合に入っていないんですね。1市4町で新市が発足すればですね、やはり当然、久留米市が核になって、残った小都市、大刀洗町、浮羽町、吉井町、大木町を含んだ県南消防組合を構築していただきたいと、私はこれを要望いたします。

議長（江藤守國君） はい、今の点は要望で、宮田委員、今の点は要望でいいわけですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

はい、分かりました。

ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

委員（榎原政則君） 北野町の榎原です。

新しいまちづくりにはいろいろな方策があると思いますが、あえて私は5点だけ提案をさせていただきます。

1点目は、すばらしい教育施設というものがあること。2点目は、よい病院、医療があるということ。3点目は、すばらしい自然環境であるということ。4点目は、楽しく買い物ができるということ。5点目は、交通アクセスがすばらしいということをあえて提起させていただきます。

合川大橋から筑後川を下りまして豆津橋、それからもっと下流もありますけれども、それ相当の橋がありますが、合川大橋と神代橋の間は700mであります。神代橋から大城橋、大城橋から片瀬橋は4.5km前後かと思います。ですから、そうした新しいまちをつくっていくためには、夢のまた夢ということから考え合わせますとですね、いろいろと道路関係が書かれておりますけれども、もっと具体的に年次的にされるということですから、そういう道路とか橋等につきましても、次回にはそれなりのものができるようにひとつ、夢のまた夢、手近なものだったら夢、手近なものだったら年次的な計画をぜひお願いしたいと思います。

蒙古軍が襲来したとき、いろいろと策がなされましたが、北条時宗でしたでしょうか、やはり神代橋をうまく分断して、阻止をしたということです。しかし、今、北九州と南九州の格差は、久留米を中心としたところの交通網が非常に不備であります。そういう意味からして交通体系につきましては、ぜひ年次的なものをひとつ出してもらいたいと思います。

もう1点は、農業関係、農業政策につきましても、新しい久留米市ができますと、生産高・販売高は九州でナンバー2とかと言いますけれども、そういうものは売上高の総合がナンバー2であって、中身についてはいかなものかという点がありますから、農業の面につきましてもっと具体的なものを示してもらいたいと思います。

最後になりますが、私たちはこの筑後川の恩恵といいますか、水を忘れております。これにつきましては観光とあわせて、水の重要さというものをやはり打ち出すべきではないかと思っておりますので、以上3点、次の機会に新しい計画が出ますならば、ぜひその3点につきましては可能な限りの具体策をぜひお願いしたいと思います。以上です。

議長（江藤守國君） はい、今の点はよろしいですか。

はい、事務局の方から。

事務局（荒木） 非常に貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

おっしゃいますように、これからの新市にとりまして教育施設、病院、医療、さらには豊かな自然、ショッピング、また交通アクセスの利便性、そういうものはやはり必要なのではないだろうか、私どもも十分考えてるところでございます。

そういうものを生かしながら、またつくり上げながら、新市としてどういう魅力をいろんなところにアピールし、また住民の方々に受け入れていただくかということであろうかと思えます。

また、こういうものを具体的にしていくにあたりましては、それぞれ先ほど申し上げましたように基本的な関係、特にどういう箇所である場合とか、いつぐらいまでにとというのはなかなか年次的な計画というものは、実施計画を具体的に将来的につくっていく中で具体化する必要があるのではないだろうかと考えております。今の時点では、この新市建設計画というのは、ある意味では基本的な方向性を示しているものでございまして、その具体化、いつまでに何をどういう形でということまでは、現実的にはなかなかたどり着かないのかなと考えているところでございます。

議長（江藤守國君） はい、ほかにございませんでしょうか。（「いいですか」と呼ぶ者あり）

はい、どうぞ。

委員（三浦俊明君） 田主丸町の三浦でございます。

先ほどの件については議長が整理されたんですけども、私は本当に平等な表現にしろということについてはですね、頭では考えられるんですけども、実態的にはまず無理だと思っております。もう大問題になります、これは。それを皆さん方も少し田主丸に来てください。声が出ますから。だから、そこをひとつ踏んでもらってご決断をお願いしたいと思います。

それでは今のは本論じゃございませんで、申し上げたいのはですね、今検討しているのはこの建設計画と事務事業関係ですね、いわゆる役場とか市の職員が仕事をしていくこ

との合併調整事項、その2つでございますね。私はその2つの中で、どうも抜けている点があるような気がいたしております。

それはどういうことかと言いますとですね、やっぱり合併して住民が久留米市なら久留米市になってどんなふうに変ったかと、どういうふうなところがよくなったかということに非常に最初目がいくと思うんですね。で、今現在、役場がやっている仕事、市がやっている仕事の調整であればですね、これは役場の統合なんですね。住民の統合じゃないわけなんです。

したがってですね、私はぜひ提案したいのは、この合併の計画をするときには短期的な計画と長期的な計画があるわけですが、特に短期的な、合併した瞬間にどういうところが変わったかというのをぜひ出していただきたいと。

具体的に申し上げますとですね、例えば合併して、いつも言いますように我々田舎の方は、久留米に合併すると役所が遠くなるぞとかあるわけですね。したがって、例えば住民票だとか、あるいは印鑑証明書、こういうのは例えば半径1キロ以内に1個はサテライトといいますか、そういう端末機を置くと、それはスーパーであるとか、郵便局であるとか、駅であるとかですね、そういうとこに置いて、合併したら簡単にもっと近くなったぞと、従来の役場に行くよりか近くなったぞと、そういうのを1つできないかとかですね。

あるいは田主丸の例でいきますと、田主丸は今09437の電話は市外局番が5桁あるわけですが、今度久留米と合併して市内扱い全般になるわけですが、電話だけは市外扱いだと。これを同じ日付で市内扱いだとすればですね、（ああ、合併によって変わったな）と。これはですね、余り金も要らない。極端に言えば、市の金はもう要らないわけで、N T Tの金ですから、そういう工夫。

で、さらにはですね、道路標識なんかも、例えば2月5日の午前0時に全市に、久留米市田主丸町何々集落とかですね、一斉にきれいな標識をつくれればですね、住民が（ああ、合併したな）という意識になるわけなんですね。そういう短期的なもの。

それから前回この場でも申し上げましたけども、皆さんの集落、我々の集落にもたくさん人の慣行があるわけなんですよ。もうそういうのは合併をチャンスに変えたいと。普通はなかなか変えられないものです、冠婚葬祭を含めてですね。そういう問題は、例えば事務

局なら事務局が各区長だとかに、どういう因習があるかと吸い上げて、その解決策があればですね、いい因習は残し、もう時代的でない因習は消していこうと、そういうのを検討してくれとかですね、そうすると、住民もその合併に対する参画感が出るわけなんです。そういうのがこの合併調整事項、あるいは建設計画では抜けているように私は思います。したがって、もう一列車、別列車を走らせていただいて、そういう、ある意味では短期的で余り金もかからない、そういうことを検討するような仕事をぜひ新しくチームをつくっていただきたいと。それは恐らく、合併したら何にも変わらんじゃないかと住民は言いますよ。これが変わったということになったら全然印象違うと思いますので、ぜひ実現していただきたいと。私は田主丸でも言っているわけでございますけども、全市的にやった方がいいんじゃないかと思っておりますので、提案方々、ご意見をお聞きしたいと思っております。以上でございます。

議長（江藤守國君） それはご意見としてお伺いしておっていいわけですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

はい、ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

田主丸町長。

副会長（馬田 博君） 田主丸町長の馬田でございますが。

この新市計画の中での田主丸地区の計画、提案でございますけども、副都心構想と権限と機能について、こうしてご議論をいただいておりますことは、私は大変ありがたいことだと思っておるところでございます。

市町村合併はですね、私は合併後も一極集中であってはならないと思います。したがって、分散、分権でなければならないというふうに思うわけでございます。そこで権限と機能をそこに出しておるところでございますが、したがってですね、今までの自治区にはある程度の権限と機能を持たせて事務事業の執行することが大事であろうかというふうに思っていて、この項を出させていただいたところでもございますがですね。

ご承知のように、政令都市になりますと、選挙で選ばれた区長さんがおられますし、選挙で選ばれた区議員さんがございます。しかし中核市になりますと、それがございませ

ん。したがってですね、この中核市の中でも、それぞれの今までの自治区にある程度そういった権限と機能を法律の範囲内で持たせておくことが大事ではなからうかというふうに思います。

それから副都心構想でございますけども、私はこの新市計画の内容を見てみますと、どちらかと言えば産業の振興の計画が少ないと思います。それぞれの町が、今までの行政サービスをどう維持していくかということだけに尽きているような感じがいたします。したがって、田主丸町の副都心構想はですね、1つは企業誘致をします。企業誘致の目的はご承知のように、自主財源の確保と雇用の促進であります。

それからもう1つはですね、田主丸町のいわば特産品を生かした産業の振興でございますね、植木・苗木は田主丸町の特産品でございます、歴史がございます。今でも田主丸町は公設民営の市場がございますけども、面積にして約8町ほどございます。一番売上げの多い時期には24億円売上げておりましたが、今日ではその半分になっております。しかし、これをですね、大規模の展示即売場をつくって、大きな力でそういった売上げを伸ばして、久留米市新市の自主財源の確保にしたらどうかというようなことで計画をしておるわけでございます。そういったものが副都心構想でございます、私は決して田主丸だけに与えられた権限だけじゃございません。それぞれの町がそういった計画を持っていただいて、それは副都心はさっき言われた、田中さんが言われたようにですね、やっぱり西の副都心、東の副都心でも何でも結構ですから、つくっていただいても、問題は今までの行政サービスをいかにして低下させない新市であるためには、粗収入を増やしていくこと、産業の振興が大事であろうと。そういったことから、私どもは副都心構想は田主丸だけじゃございません。副都心構想は今申し上げました2つを副都心構想に計画をしております。したがって、そういったところもご理解いただければありがたいなと思っておりますが、いろいろご意見いただきましたことは十分に参考にさせていただきます、この言葉については、まあお伺いをしておきたいと、これから先はまた分科会、幹事会、小委員会もございますので、そういったところで十分に検討していただくことが大事であろうと。合併は、50年か100年の大計で私は考えていかなければならないというふうに思います。以上です。

議長（江藤守國君） はい、どうもありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

それではこの新市建設計画の序論前半部分の修正分の説明がありました。

それから後半部分につきましても、今本当に熱心で真摯なご意見、議論がございました。これにつきましては、基本的な問題もありますので、再度幹事会で早急に練っていただいて、それを踏まえまして、次回ご報告させていただきたい。表現等の問題につきましては、幹事会で練っていただいたものを会長の方でまとめまして、次回に提案させていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） はい、ありがとうございます。

それでは続きまして、新市建設計画(原案)に対する住民意見の募集についてを議題といたします。

前回、今回の協議会でご協議、ご承認いただきましたように、新市建設計画を新たな都市としての基本理念、目指す都市像、施策方針、主要施策など、新市の将来ビジョンを描いたものでございます。次回第9回協議会におきましては、財政計画と福岡県事業などをご協議いただく予定といたしております。

こうした新市建設計画策定にあたりまして、策定段階から一定、住民の皆さんのご意見をお聞きすることも重要でございますので、その原案を住民の皆さんにお示しして、ご意見の募集を行う機会を設けたいということでございます。

つきましては、この新市建設計画(原案)に対する住民の皆さんからの意見募集としてのパブリックコメントを実施することにつきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局（荒木） ありがとうございます。

それでは協議 新市建設計画(原案)に対する住民意見の募集について、44ページでございます。

新市建設計画(原案)に対する住民意見の募集について、別紙のとおり協議を求めらる。

平成15年9月6日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

右の方に具体的な内容をつけております。

住民意見の募集でございますが、目的といたしましては、当然ながら、この内容につきまして住民に公表いたしまして意見を求め、住民との情報及び認識の共有化を図りたい。さらには、久留米広域合併への取り組みへの住民の積極的な参加の機会を確保したいというのを目的に実施させていただきたいというものでございます。

実施主体といたしましては、広域合併協議会でございます。

原案の公表でございますが、ただいまご説明申し上げましたように、部分的に漏れている部分がございますが、次回に提案させていただくということにしておりますので、計画原案につきましては第9回広域合併協議会に提案いたします新市建設計画といたしたいと考えております。

また、その公表でございますが、協議会のホームページに全文を掲載したい。

さらには、それぞれ市・町の公共施設などに閲覧用の資料を配備したいと考えているところでございます。

募集の対象でございます。

新市建設計画の性格を踏まえまして、次に掲げる者に限定したいということで5つ、居住されている方。また、事務所・事業所を有している方。さらには、事務所・事業所に勤務されている方。学校に在籍されている方。さらには、税を納付されている方という形で整理しております。

意見の提出要領でございます。

1件400字以内ということしております。

また、氏名、年齢、住所、性別等を記載して、郵送、ファックス、持ち込みなどによって行いたいと考えております。

意見への対応でございますが、提出されました意見の対応につきましては、協議会におきまして提出されました意見を計画原案に照らし内容の修正を含めまして必要な対応を図っていただきたいと考えております。そして内容の修正がございました部分につきましては、修正箇所につきまして公表していきたいということでございます。

意見の提出者に対する個別の回答は行わないこととしております。

実施時期でございます。

10月3日から10月17日を予定しております。

郵送による場合につきましては、締切日の消印があるもの。

広報でございますが、協議会の広報紙、ホームページ、FM放送等で行っていきたいと考えております。

問い合わせ先は、広域合併協議会事務局といたします。

なお、本日こういう形で住民意見の募集をさせていただきたいということでお諮りしている理由でございますが、まず住民意見の募集はぜひということが事前にあったということと同時に、まずこういう住民意見募集をしますということを広報させていただきたい。それを協議会の広報紙で広報させていただきたいということでございます。そして、その周知を踏まえて、具体的な内容について募集を図っていきたいということで、スケジュール的な面がございましたものですから、本日の協議会にご協議をお願いしているというところでございます。

以上、簡単でございますが、終わらせていただきます。

議長（江藤守國君） はい、ただいまの事務局説明に対しまして何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） それでは新市建設計画(原案)に対します地域住民の皆さんの意見募集につきましては、事務局提案のとおり取り計らいたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） はい、ありがとうございました。

それでは次に、合併協定項目の協議に入りたいと思います。

協議に入ります前に、第2回の協議会で承認されました協議等に関する申し合わせ事項を再度確認させていただきます。

今回以降、先に方向性を出す基本7項目以外の合併協定項目の協議に入るわけですが、この協議にあたりましては、まず提案を行った後、次回開催以降の協議会におき

まして協議・決定するという手順で進めることが承認をされております。今後、このルールに従いまして協議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは第15号議案 地方税の取り扱いについてを議題といたします。

それでは生活環境部会の方から説明をお願いします。

生活環境部会（原口） 税務分科会長の原口でございます。

久留米広域合併協議会議案等の46ページをご覧ください。議案でございます。

第15号議案

地方税の取り扱いについて

地方税の取り扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年9月6日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

47ページをご覧ください。

協定項目番号 8。

協定項目名 地方税の取り扱いの調整内容でございます。

読み上げさせていただきます。

地方税については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 個人市民税は、現行どおり標準税率を採用する。ただし、個人均等割は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第10条の規定により、合併年度及びこれに続く5年度は現行の税率を採用する。納期は、久留米市、城島町、三潴町の例により調整する。

(2) 法人市民税の法人税割の税率については、制限税率を採用する。ただし、合併特例法10条の規定により、合併年度及びこれに続く5年度は現行の税率を採用する。

(3) 固定資産税の税率については、現行どおり標準税率を採用する。納期は、久留米市の例により調整する。

(4) 軽自動車税の税率については、現行どおり標準税率を採用する。納期は、久留米市、田主丸町の例により調整する。

(5) 市たばこ税については、現行どおりとする。

(6) 特別土地保有税については、現行どおりとする。

(7) 入湯税の税率、納期については、久留米市、城島町の例により調整する。

(8) 都市計画税の税率、納期については、久留米市の例により調整する。ただし、田主丸町、北野町、城島町、三潴町については、当該地域における都市計画の見直しまでは課税しないものとする。

(9) 水利地益税については、合併時に廃止するものとする。

(10) 前納報奨金制度、納税組合制度については、合併年度末までに廃止するものとする。ただし、廃止期日については、別途調整を行うものとする。

以上が、10項目の調整内容でございます。

それでは協定項目番号 8、地方税の取り扱いの調整内容につきましてご説明させていただきます。

まず、1番の個人市民税についてでございますが、個人市民税とは、個人の前年の所得に応じて負担いただく主要な市町村税でございます。個人均等割と所得割から構成されております。この個人市民税については、現在、各自治体とも標準税率を採用していることから、標準税率を採用することとしております。ただし、個人均等割については、人口規模によりその標準税率が異なるため、久留米市と他の4町には差異がございますので、現行久留米市2,500円、4町は2,000円。市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により不均一課税を採用し、合併年度及びこれに続く5年度は、1市4町とも各々現行の税率を採用することとしております。したがって、旧久留米市は2,500円、旧4町は2,000円で、平成21年度までは不均一課税となります。なお、納期は、久留米市、城島町、三潴町の例により調整することとしております。

詳細は資料51ページ、1市4町における納期一覧表をご覧ください。

次2番、法人市民税についてでございます。

法人市民税とは、市町村内に事務所・事業所を持つ法人に課税されるもので、これも均等割と法人税割が構成されております。

このうち法人税割につきましては、制限税率を採用するものとしております。ただし、現行の税率、1市4町で違いがあることから、これについても市町村の合併の特例に関する

る法律第10条の規定により、不均一課税を採用し、合併年度及びこれに続く5年度は、1市4町各々現行の税率を採用することとしております。したがって、個人市民税同様、平成21年度までは不均一課税となります。旧久留米市は14.7%、旧4町は12.3%。平成22年度から法人税は制限税率に統一することになっております。3番の固定資産税についてでございますが、固定資産税は、市町村内において所在する土地・家屋及び償却資産の所有者に対して課税される税目で、税額として最も多い主要な税目でございます。

この固定資産税の税率については、1市4町とも標準税を採用していることから、新市においても現行のとおり標準税率1.4%を採用するものとしております。納期につきましては、1市4町で違いがありますが、久留米市の例により調整するとしております。これも51ページの納期一覧表をご参考ください。

4番の軽自動車税についてでございます。

軽自動車税は、当該市町村を主たる定置場として原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車等の所有者に対して課税される税目でございます。

この軽自動車税につきましては、現行が各市・町とも標準税率でございますから、現行のとおり標準税を採用するものとしております。納期につきましては、4月と5月末と差異がありますが、久留米市、田主丸町の例により5月末としております。これも51ページを参考にしてください。

5番の市たばこ税、6番の特別保有税についてでございます。

市町村たばこ税は、当該市町村内の小売販売業者へ製造たばこを売り渡す製造者、特定販売業者、及び卸売販売業者に対して課税される税目でございます。

また、特別土地保有税は、土地の投機的な取得や保有を抑制し、土地の有効利用を図るものを目的とした税でございます。これは各市・町の取り扱いに基本的な差異はございませんから、現行どおりとする。

なお、土地保有税は制度改正により15年度より新規課税は停止しております。

以上が、普通税でございます。

次に、目的税でございます。

7番の入湯税の取り扱いについてでございます。

入湯税とは、鉱泉浴場における入湯行為に対し課税される目的税でございます。現在、入湯税については、久留米市、城島町に制度がありますが、取り扱いに基本的な差異はございませんので、久留米市、城島町の例により調整するものとしております。

8番の都市計画税の取り扱いについてでございます。

都市計画税は、都市計画区域内のうち、原則として、市街化区域に所在する土地及び家屋の所有者に対して課税されます。都市計画事業または土地区画整理事業の費用に充てられる目的税の1つです。

都市計画税は、現在、久留米市のみ課税されております。

調整内容としましては、税率、納期については、久留米市の例により調整するとしております。ただし、田主丸町、北野町、城島町、三瀧町については、当該地域における都市計画区域及び区域区分等、見直しまでは課税しないものとしております。

9番の水利課税でございます。

水利に関する事業等を実施する場合に利益を受ける土地または家屋の所有者に対し課税される目的税の1つでございます。この税目については、課税の実績はございませんから、合併時に廃止するものとしております。

最後に、10番、前納報奨金制度、納税組合制度についてでございます。

前納報奨金制度につきましては、久留米市を除く4町で、納税組合奨励金制度は久留米市、北野町を除く3町で制度がございます。これらの制度につきましては、その目的が達成されていると考えることから、合併を機に廃止するという考え方で合併年度末までに廃止するものとしております。ただし、具体的な廃止期日については、別途調整を行うものとしております。

以上の10項目が調整内容の案でございます。

なお、実務上の取り扱い等、詳細につきましては今後、税務分科会、あるいはワーキンググループで検討していきたいと考えております。

次に、48ページをご覧ください。これは地方税の概要について説明したものでございます。48ページから50ページまででございます。

地方税のうち、市町村税の各税目を普通税及び目的税ごとに体系的に表示するとともに、1市4町に係る主な税目につきまして説明を加えたものでございます。同時に、1市4町の違いも付記しているところであります。

ちなみに、目的税である事業所税は、現在1市4町は該当がございませんが、合併後の新市の人口が30万人を超えますので、課税対象となります。納税義務者は床面積1,000㎡以上の事業所や、従業員が100人以上の事業所が対象となります。

なお、合併特例法により合併が行われた日から起算して5年を経過する日までは、事業所税の課税団体の指定は行われません。

最後に、51ページ・52ページにつきましては、1市4町における税率の状況一覧表、1市4町における納期一覧表でございます。各々1市4町の現状及び新市の取り扱いを整理したものでございます。以上を資料として添付いたしております。

以上で、説明を終わりたいと思います。

議長（江藤守國君） ただいま生活環境部会から議案の説明がありました。

議案及び資料の内容につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員（田中和義君） 納期の一覧表をご覧いただいて、何かたくさん書いてあるのは北野町だけでございますね。これは私どもは地元におりまして、こういうふうに納期をたくさん幾段階も分けていただいておりますのは、徴収しやすい、納めやすいということが理由だろうと思っております。したがって、ほかの市・町を見ますと、ほぼ久留米市と一緒のようでありますけれど、これは文言の中には、新市に統一をするというような表現がございますけれども、これはもうコンクリートされたものですか。まだ検討の余地はあるというふうに理解していいんでしょうか。

議長（江藤守國君） はい、事務局の方から回答をお願いします。

はい、どうぞ。

事務局（原口） 一応検討の余地はあると考えております。ある程度決まっておりますが、検討の余地はあります。

委員（田中和義君） そうですか。ありがとうございます。

私がお伺いする理由はですね、いろんな声を聞きますと、今いろんな国へ納める税金、地方で納める県市町村民税などありますけれども、納める側からするとですね、一遍には納められなくても月賦式で納めることは可能という人が少なからずあるわけですね。したがって、徴収する側もそういうことで、多少事務はどうかしますかもしれませんが、そういうことで徴収していただければ、取りこぼしは少ないというふうに見ておりますけども、ひとつそういう検討の余地があるということでございましたら、従来私どもが納めておりますこういうことをご配慮いただければということをお願いしたいわけでございます。以上です。

議長（江藤守國君） 生活環境部会の方、ちょっと本当にいいんですね、それで。

生活環境部会（別府） 今納期の一覧表は見ていただいたとおりでございますけれども、今提案しておりますように、ぜひこの調停内容、久留米市の例によるというような調整内容でお願いしたいということで今調整をいたしておりますので、よろしくその点お願いしたいと思います。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

委員（榎原政則君） 月給には年俸制があるし、月給制があるかと思えます。我々の生活は月々の報酬とか月給が多いかと思えます。

先ほどおっしゃいましたようにですね、やはり税の徴収率を高めていくということから勘案すればですね、北野方式がいいのか、年4回がいいのか、それはわかりませんが、そういう税の徴収率から見てですね、それの方が、久留米方式がベターだという結論になったのでしょうか。多少先ほど言われますように、事務整理が煩わしいとおっしゃればそうかと思えますけれども、税の徴収率を高めていくという面からは、決して北野方式が悪いということではないと思えますし、私はエゴを出す気持ちはさらさらございません。時代は月々の月給、報酬制度の時代でありますから、町民・市民の経済の実態を考慮された行政を、税の行政をやってもらいたいと思えます。よろしくどうぞ。

議長（江藤守國君） はい、では事務局の方からどうぞ。

生活環境部会（別府） 今おっしゃいましたように、やっぱり住民の皆さんが納めやすいような方法というのは、今後追求していかなければならないと思えます。

私どもそれぞれの納期を考えました場合に、やはり1年間、納期が重ならないような方向、そういうことも含めながら、調整をやってまいりたいということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（江藤守國君） はいどうぞ。谷口委員。

委員（谷口邦博君） 北野町の谷口ですけど、この目的税の事業所税、30万中核都市より課税対象ということでありますけど、先ほど5年間は現行のままでいくと。床面積1,000㎡以上、それから100人以上の規模の事業所と。この税率ですね、これが分かれば一緒に載せていただきたいと思ひますけど。よろしいでしょうか、お願ひします。

議長（江藤守國君） はい、じゃ事務局の方からどうぞ。

生活環境部会（荒牧） 事業所税の構成は、資産割と従業員数割でなっております。その中で、建物の面積1㎡当たり600円でございます。

それと従業員数ですけど、これは従業員数100人以上で、従業員の給与総額の0.25%でございます。

議長（江藤守國君） よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんでしょうか。

はい、古賀委員。

委員（古賀正邦君） 2点質問したいと思ひますが、1点目は国民健康保険税、久留米は税じゃないそうでございますから、ここに出ていないのだろうと思ひますけれども、料ということですが、納期等の関わりから言うと、やっぱり出してもらわないと、国民保険料はいつ取るのか、そこあたりが分からないから、やっぱり出してもらいたいという要望でございます。

それからもう1つはですね、納税組合制度を廃止すると、田主丸町には納税組合というのがあります。確かにこれのよい点、悪い点、いろいろあると思ひます。ただ納税組合があるために、行政区はそれに寄りかかっている部分がかかなりあるわけですよ、報奨金が出ますから。納税組合制度とその報奨金制度をなくすというそのすり合わせの過程をもう少し説明していただかないと、何で納税組合がなくなるのか、報奨金がなくなるのかというのがよく理解できませんので、説明をお願ひしたい。

議長（江藤守國君） はい、では回答をお願いします。

生活環境部会（別府） 今、納税組合制度がなぜなくなるのかというようなお尋ねでございます。

ご存じのとおり、納税組合制度と申しますのは、地域、それから職場を単位に納税の便利を図るために設立されたものでございます。この納税組合に交付される報奨金が、納税組合報奨金ということになっております。

まず納税組合制度につきましている全国的な流れの中では、廃止というような状況になっておりますけれども、その主な理由といたしましては、まずは1番目に、制度自体の法的な問題がございます。これにつきましては、小田原市の判決でございますとか、埼玉県での訴訟等がございまして、最終的にはこの2自治体では廃止されたというような経過もございます。

それからもう1つ2番目に、非常にプライバシー等の問題があるというようなこと、それから不公平感の問題があるというようなことで、納税組合制度が廃止されたということでございます。

それから3番目に、各自治体の行政上の視点から廃止されている場合もあるかと思っております。

以上のような状況を踏まえまして、制度自体はこのまま存続し続ける制度ではないというようなことで、廃止をするということで調整をいたしたところでございます。以上でございます。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

委員（深町英俊君） 北野町の深町でございます。

今の税の件で田中委員、榎原委員から言われましたけど、北野町におきましては、先ほどこから言っているように、月々にする方がいいということでされたと思います。そしてこれについては、それに反比例するわけございませんけど、1回で払う方は報奨金ということで、減免制度の金を安くしてあるというのが現状でございます。

これについても私は、サラリーマンの方々は会社は別にいたしましても、一応毎月毎月給料から差し引かれておるはずですね。それは市がそうしよるのか、または会社の管理課

がそうしよるのかは私は分かりませんが、そういうことが現実できておるわけですね。北野町においても、そういうことをしてきたわけです。これを3回か4回にまとめれば、私は月々1万円なら払えるけど、4カ月で4万円、4回で3万円か4万円なら払えないという方が非常に出てくるのが心配でならないわけですね。特に北野町においては、そういう問題が出てくると思います。他の方については、ちょっと慣れてあるからそうないと思いますけど。その点についてもうちちょっと再考をしていただきたいというのが本音です。

それともう1つ、この法人税率がありますね。そうすると、目的税と法人税はちょっとこうしますと、将来は5年先にはダブルって支払わなければならないような気がしてならないわけですが、その点について私は税理士じゃございませんのでよく分かりませんが、この法人税制とその事業所税をした場合は、この方については会社によってはダブル、加算されるような気がしてならないわけですね。この点についても一応再考していただきたいというのが本音です。

それともう1つ、田主丸の町長さんが、将来工場誘致をしたいということを言われておりますが、税率は久留米市以外は12.3%です。久留米市は14.7%の制限税率になっておるわけです。これはある税理士が言うことには、久留米市には余り工場は喜んで来んぞ。福岡辺はいっぱいできています。しかし、久留米にはできないと。この税率にはいろいろ問題があるということになりますので、田主丸の町長さんが言われたように、これについてはまた新たに2.4%税金は上積みされるわけですね、その会社においては。そうすると、事業所税についてもまたされるわけです。

この点については、ちょっと私が言いたいのは、何でも久留米に合わせる、久留米に合わせるということで、ほとんどの内容で、久留米に準ずるということが出てきております。しかしこれはですね、それなら他のとこに合わせて、久留米市が12.3%にしたらどうですか。久留米市の市民も、ああ合併して会社の人たちは法人税が下がったと、そう言われるわけですね。確かに久留米は大企業のゴム3社がございまして、そうすると、税収が非常に落ち込むと思います。しかし、ここのとこをですね、久留米市もやっぱり合併して良くなったということ、やっぱりここのとこをしていただきたいわけですね。

報奨金についても先ほどから言っているように、回収率やらが非常に悪くなった場合が、

北野町が一番悪かじゃないかと、こう言われても困るわけですね。それはもう久留米市と一緒にですから、まあ北野地区が一番悪いということになるかと思いますが、その点については私はちょっともう再考をしていただきたいというのが本音です。これについては一応3点は言っておきますので、これについて返事をいただきたいと思います。

議長（江藤守國君） はい、3点についての回答をという話ですから、お願いします。

生活環境部会（吉田） 初め納期の件について言われまして、毎月納期の方が納めやすいんじゃないだろうかというご意見です。

税制につきましては、本市もですけれども、どこの町も今はシステム化されているのが大部分だと思います。それで合併にあたりましては、自治体の場合はシステム化というのは、どうしても避けて通れないものでございます。このシステム化にあたりまして、久留米市のシステムで基本的には皆様方の処理も一緒にするという形になりますけれども、その中で基本的には久留米市の既存のシステム、これでとりあえず運用するというものを考えておりますので、それを前提といたしまして、久留米市の方に合わせていただくというものを一応考えているところでございます。

生活環境部会（荒牧） 事業税と法人市民税の関係でございすけど、法人住民税は所得に着目して課税される普通税でございす。これによって法人市民税は用途は一般財源として自由に使用ができます。

事業所税は、人口30万人以上の都市が、都市環境の整備とか改善に関する事業に充てるための税金でございす。

それでこの事業所税は、都市の行政サービスと所在する事業所等の受益関係に着目して事業所の床面積、給与総額等を課税標準として事業所等に課する目的税でございす。

このように、法人住民税と事業所税とは課税の趣旨、内容、目的が違う税でございすので、当然別々にかかることとなります。ただし、事業所税は合併の日から起算して5年間は課税団体としては指定がされませんので、そういう関係で21年度から課税という形になると思います。以上でございす。

議長（江藤守國君） はい、もう1点です。（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）
はい、どうぞ。

委員（深町英俊君） 今、事業所税とあれの違うということはちょっと確認したわけですが、そういうことになればですね、これはなら事業所税はちょっと徴収しなかった場合、法的に触れるわけですか。触れないわけでしょう、これ。みんな条例で決めれば法的には触れないわけでしょう、これをするということは。

議長（江藤守國君） それは5年後のことでしょうか。

委員（深町英俊君） それとですね、先ほど51ページの問題ですが、久留米市はなっておるからそうしましょうということじゃなくてですね、私ははっきり北野式でやっていただいても、悪いわけじゃないでしょうから、何日間かかるかはわかりません。ソフトをし直すとか、電算上し直さにゃならんものですけどね。しかし、私は何でも久留米のこうこう言われて、編入の対等と言われるのは、そこにあるわけですね。北野が簡単にははいそうですかと言えんところは、そこにはっきりあるわけです。

今、副都心のなんのなんのは別にいたしましてですね、これは任協で決められたとじゃけん、それは私たちもほかの町もそれはつくればいいわけですから。いいけどですね、ちょっとここで言いたいのはですね、何かそうしますと、非常にこう私は北野式が一番いいと思っているわけですね。税の納期に関する場合はですね。これについて北野も恐らく月、今言うように1万円か7,000円かなら払えるけど、まとめて幾らになったら恐らく払えんと。皆さんたちのように高給取りなら別ですよ。しかし今はリストラ、会社は給料は上がらん、非常に厳しい状況にあるわけですね、現在は、会社においても。この方たちが果たして払えるかということが、私は心配でならないわけです。その点について再度、再考してもらいたいと思います。以上で終わります。

議長（江藤守國君） はい、回答しますか。

生活環境部会（別府） 私ども先ほどから申し上げておりますように、各3町におきましては、それぞれにそれぞれの納期を定めてやってございますので、やはり一番多いところで合わせていただきたいということをお願いしたいと思っております。

議長（江藤守國君） はい、深町委員、どうぞ。

委員（深町英俊君） それならですね、極端な言い方をしますと、これは審議する必要はないわけですね、あなたたちの言うとおりに聞くわけですから。何も私たちが審議をする

必要はないですから。そうでしょう。それをするためにあなたたちは出されておるわけでしょう。これを再考しませんよと、なら何も話にならんじゃないですか。なら、これはもうこのままもう出していけば、もうそのままいいんですよ。しかしですね、何も再考する再考すると言うけど、再考はされません。されませんなら、これは出す必要はないです。以上で終わります。

議長（江藤守國君） 先ほど冒頭に私がお話ししましたように、今日は提案をさせていただきます。次回に協議をしていただくという手順でございますので、今日のご意見をお伺いするということをお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

委員（古賀正邦君） 先ほどの要望に関連したことですが、国民健康保険の税金か料金が、久留米市にならうとすれば保険料ということで、ここには出てきてないということですが、その納期がですね、4月から3月までをずっと入れてみると、どこで健康保険税は、保険料は取るかということになってくると、年度末から年度初めに取るということになってくるだろうと思います、空いた月で取るとすればですね。5・6・7・8・9・10・12・1月はつまっていますから、空いた月は2月と3月と4月と11月、4カ所しか空いていませんから、その中で国民健康保険税は取るということになるとですね、非常にこう偏りが出てくるだろうと思うんですよ。

国民健康保険税が私の場合は一番高いんですよ。それでかためて取られると非常に困るというような問題があります。ちなみに、市町村民税、県民税ですか、そういうのはまあ収入が少ないから大した金額ではございませんけれども、何かそこらあたりはこのあわせて計画を立てていただきたいなというように思いますが、配慮されますか、どうでしょうか。

議長（江藤守國君） はい、生活環境部会の方から。

生活環境部会（別府） 国民健康保険税につきましては、別の部会で検討いたしております。保健福祉部会の方で検討しております。税務分科会の方では検討いたしておりませんので、そちらの方でお願いしたいと思います。（「だから調整ができるのか」と呼ぶ者あり）

議長（江藤守國君） 村上事務局長、お願いします。

事務局（村上） 今、部会長の方からご報告しましたように、この件については別の部会で今検討しております。どこまで検討が進んでいるのか。少なくとも今委員の方からご要望がありました現在の1市4町の納期の状況、これはすぐに把握できますので、次回には最低でもその資料は提出させていただきたいと思っておりますし、今お話のどこまで保健福祉部会の方でその納期の分についてどこまで調整が進んでいるのか、早急に把握しまして、整理ができるものについては次回提出できるように努力したいと思っております。

議長（江藤守國君） よろしゅうございましょうか。

ほかにございませんでしょうか。

委員（松下幸嗣君） 田主丸の松下です。

都市計画税について質問しますが、これはちょっと税金と関係ない部分まで入るかもしれませんが、そのときにはまた、いかんときにはいかんと言ってください。またその場所になって質問します。

都市計画税は、これは都市計画事業とか土地区画整理事業ですかね、この費用に充てるための税金であると書いてあります。これが見直し時期は、久留米市以外は見直しまでということで、明記してないわけですね。いつごろまでに、その都市計画をまとめられるのかですね。

それと市街化区域になっただけで、そういう事業計画がはっきりしなくても0.3%を徴収されるのかですね。

それからちょっと善導寺の例をとったら悪いんですけども、税の目的である、豊かな都市生活を享受するために払うわけですね。だから、その辺の計画が今言いましたように、できないでも払わなくてはいかんか。私どもの田主丸では別に土地利用計画というのをつくっております。それが始まったばかりですので、またその計画を練り直すことになりやせんかという心配があるので、心配して今発言しておるわけでございます。これは計画ですので、税と関係ないということであれば、またそのときに質問というか、お聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（江藤守國君） 回答ありますか。

はい。

生活環境部会（勝山） 税務部会の勝山です。今のご質問に回答いたします。

都市計画税は、あくまでも都市計画法に基づく都市計画の事業が行われる目的でということになっておりますので、現在、田主丸町さんについては、まだ都市計画区域等の指定はございませんし、その都市計画区域の見直しについては、都市計画の事業部局の方での見直しということになりますので、それに基づいて行われた後については税が発生するということになります。都市計画区域の見直し等については、こちらの部会での話ではございませんので、ちょっとこちらの方ではわからない状況であります。

議長（江藤守國君） 都市計画区域に設定するかどうかという議論を別の部会でやっておりますので、その結果になると思います。（「じゃ、また別のときに」と呼ぶ者あり）
ほかにございませんでしょうか。

三浦委員。

委員（三浦俊明君） 田主丸の三浦でございます。

地方税というのは非常に大事な問題ではございますけども、先ほどいろいろ質問も出ましたけども、縦割りの発想で分類されて提案されるんじゃないんですね、例えば住民の賦課、住民が支払う金という面で分類されますと、非常に分かりやすくなるんですね。

それで、実はこの合併のその住民アンケートのときも、人口がふえると税金が上がるということなんで、我々としてはいいとこととの関わりで出したわけですね。第1回の具体的なところが税金だと、しかも上がりますという作戦は必ずしも私は妥当じゃないかと思うんですね。

だから先ほどいろいろと言いました健康保険税とかいろいろあると思うんですね。そういうものとかセットでやっぱり住民に公表していくような作戦も少しお考えにならないと、縦割りでできたところから順番に出していくというのも一つの手であるけども、混乱が起きやすいかなということをお心配します。

それとやっぱり税金というのは、税金をどう取るかという問題と、幾ら税金を課するかという問題と、その税金をどううまく徴収するかと。そういう意味で、例えば前納制度だとか、さっき組合制度をなくすけども、それに代わる制度なんかあるのかと。恐らく多分な

いからこういう制度をとったと思うんですね。実は住民から見れば、自分の集落に2万円とか3万円とかきたと思うんですけども、その財源はどうするのかという議論が出てくると思うんですよ。そういう点もやっぱり配慮しながら我々は説明していきたいんで、確かに法律上はこの何とか組合というのは、いろいろ問題があることはわかってますけども、それをあえて知っていながらやっぱりやっていると踏まえてですね、解決案をぜひつくっていただきたいというふうに思います。以上でございます。

議長（江藤守國君） ほかにございませんか。

田中委員。

委員（田中和義君） 都市計画税と都計法の問題で、都市計画の関係が出ましたけども、この都市計画税という文章のうちの2行目、「原則として市街化区域に所在する土地に対して課税する」とありますが、原則でない、例外的なものは何かありますでしょうかということが1つと。

私どもの町では、この都計法に基づく都市計画の絵が何年か前にでき上がったんです。以前は白地区でしたから、どこで何をしようと勝手放題という部分がありましたけどもですね。そこで、あくまでも私どもの町では、市街化区域というのは電車の沿線ちょろっとならないんですよ。それでは白と同じような状態、まあいろんな状態の絵が書かれておりますけども、そういうこととあわせて、「原則として市街化区域に」というところがちょっと気になっておりますので、この辺をちょっと確認をしたいと思います。

議長（江藤守國君） はい、今のご質問に対して回答をお願いします。

生活環境部会（勝山） これはここに原則として市街化区域に都市計画税を課税するとしておりますけれども、これ以外に、都市計画区域を設定された、市街化区域と調整区域の区分をされていない地域ですね、これについてはその都度、その区域に応じて都市計画事業を行う場合については、条例を定めることによって都市計画税を定めることができるとされています。

あと1点、市街化区域と調整区域の区分、区域をしている場合において、調整区域内において20ヘクタール以上で都市計画事業を行う分についても、これについても条例については定めることができるということで、基本的には市街化区域が都市計画税の課税対象

になりますけど、以上の2点が例外的な措置として都市計画税を課税することができるというふうになっております。以上です。

議長（江藤守國君） ようございますか。

委員（田中和義君） はい。原則としてという部分、何かわかったような気がします。面積要件とかその他の要件があるわけですね。それ以外を除けば抵触しないというか、はい、わかりました。

議長（江藤守國君） ほかにありませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

大分ご意見もあったようでございます。

それでは次回に協議していただきますが、古賀委員の方から国保税の問題についての資料のご要請がございましたので、できるだけその資料を調整して、次回に報告をお願いしたいと思います。

そういうことで、ただいまの議案につきましては、第9回協議会で協議することといたします。

次に移ります。

第16号議案 情報公開に関する取り扱いについてを議題といたします。

この議案について総務部会から説明をお願いします。

総務部会（熊本） 総務部会副部会長の熊本でございます。

53ページをお願いいたします。

情報公開に関する取り扱いについてをご提案申し上げます。

第16号議案

情報公開に関する取り扱いについて

情報公開に関する取り扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年9月6日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

それでは54ページの別紙をご説明申し上げます。

協定項目番号 22。

協定項目名 情報公開に関する取り扱い。

調整内容といたしましては、情報公開、個人情報保護制度につきましては、新市においても合併時から実施することとし、久留米市の例を基本として調整し、統一を図る。でございます。

この調整内容の趣旨といたしましては、情報公開、個人情報保護制度とも、住民自治に基づきます重要な制度でありますから、合併後この制度に空白が生じることなく、新市発足の当初から実施することとしたものでございます。

資料といたしまして55ページ、それから56ページに他市の文例、それから情報公開制度1市4町の比較等を記載いたしております。ご一読いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（江藤守國君） ただいま総務部会の方から議案の説明がございました。

議案及び資料の内容につきましてご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

古賀委員。

委員（古賀正邦君） 田主丸の古賀でございます。

情報公開、個人情報保護制度ですか、こういったことについて久留米市の例を基本とするということですが、私たちに久留米市のその条例がどうなっているのか、さっぱり分からない。分からないものを基本とするということでは、意見の出しようがないということになると思います。だから資料をやはり提示してもらいたいということが1つですね、資料の中に久留米市に近いような線が若干出ておりますけれども、例えばですね、4町では7日以内にできることが、久留米市と合併すると何で14日になるのかというような素朴な疑問があります。だから、そういったことを解きほぐしていただきたいなというように思っております。以上です。

議長（江藤守國君） はい、今のご意見、ようございますか、総務部会。次回に資料出せませうでしょうか。

事務局（鶴田） 文書分科会の鶴田と申します。

今のご質問についてご説明申し上げます。

まず、久留米市の条例については、ご指摘のとおり次回、この場に提出させていただきますということを申し上げます。

議長（江藤守國君） 事前にそれは配布できるなら、してください。

事務局（鶴田） 資料の提出を要望されることに関しましては、提出はできます。

それから、1市4町の条例の違いにつきましては、お手元の資料にございますとおり、その主要な相違点について整理をしておるところでございます。ですから、どこが違うか比較できないというふうなお話でしたですけども、これで判断いただきたいという趣旨でつけておりました。

議長（江藤守國君） いや、今2点目のご質問にあったのは、3町は7日以内に答申決定ができるのに、久留米市は14日以内となっておるが、どういうことかということです。

事務局（鶴田） それについてご説明します。

実際の情報公開の請求件数から、久留米市もこの14日以内という日程を設定したところでございます。実質年間4,000件からの情報公開請求等がございまして、それらに的確に対応するためには、やはりその土・日・祝日、こういったものはさむ場合もございまして、どうしても14日間はいただきたいということで、こういう条例にいたしております。以上です。

議長（江藤守國君） よろしゅうございましょうか。

ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） それではただいまの議案につきましては、資料については9回協議会前に各委員に配布をするということを前提に、第9回協議会で協議することといたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました協議事項はすべて終了いたしました。

その他の項に移ります。

事務局から何かありますか。

はい、どうぞ。

事務局（田中） 次回の協議会の日程でございます。

お手元に封筒でご案内を差し上げておりますとおり、9月20日13時より、商工会館大ホールにおいて第9回の協議会を予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたし

ます。以上でございます。

議長（江藤守國君） それではほかに、委員の皆さん方から何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） それではこれをもちまして、久留米広域合併協議会第8回会議を終了させていただきます。

長時間、熱心な審議をしていただきまして、まことにありがとうございました。お疲れ様でした。

（午後0時42分 閉会）

久留米広域合併協議会会議の運営に関する規程第6条第2項により署名する。

議長 江藤 守國

委員 田中 義一

委員 岩辺 康平